

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

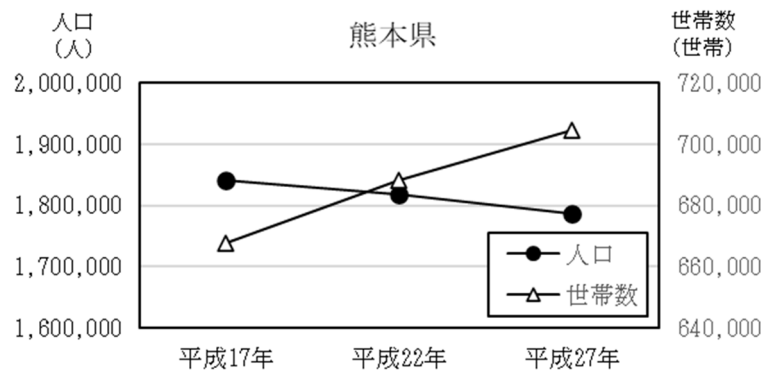
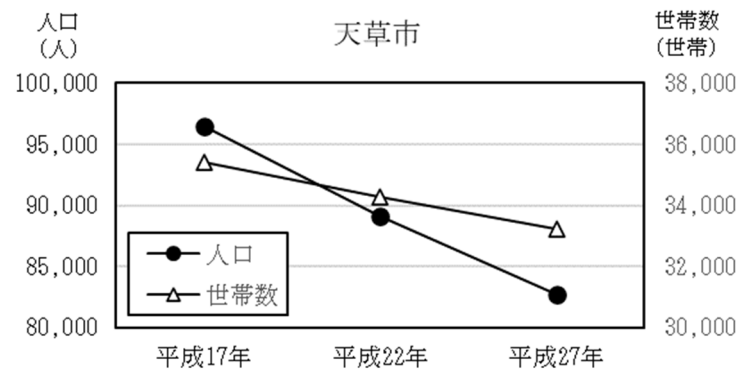
天草市及び熊本県における人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。天草市では、人口及び世帯数とも減少傾向にある。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（平成 17、22、27 年）

区分	年	人口（人）			世帯数（世帯）
		総数	男	女	
天草市	平成 17 年	96,473	44,606	51,867	35,426
	平成 22 年	89,065	41,098	47,967	34,272
	平成 27 年	82,739	38,353	44,386	33,224
熊本県	平成 17 年	1,842,233	866,916	975,317	667,533
	平成 22 年	1,817,426	853,514	963,912	688,234
	平成 27 年	1,786,170	841,046	945,124	704,730

注：天草市の平成 17 年の値は、合併する前の本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町の値の合計である。

〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査報告〕（総務省統計局）より作成



注：天草市の平成 17 年の値は、合併する前の本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町、河浦町の値の合計である。

〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査報告〕（総務省統計局）より作成

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（平成 17、22、27 年）

2. 産業の状況

天草市及び熊本県における産業別就業者数及び割合は、表 3.2-2 のとおりである。

平成 27 年における産業別就業者割合は、天草市では第三次産業が最も高い。

表 3.2-2 産業別就業者数及び割合（平成 27 年）

（単位：人、（ ）内は％）

産 業	天草市	熊本県
第一次産業	5,064 (13.5)	80,001 (9.8)
農 業	3,061	72,728
林 業	171	2,603
漁 業	1,832	4,670
第二次産業	6,290 (16.8)	171,591 (21.1)
鉱業、採石業、砂利採取業	33	360
建設業	3,336	64,970
製造業	2,921	106,261
第三次産業	26,079 (69.7)	563,243 (69.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	214	3,142
情報通信業	83	10,163
運輸業・郵便業	1,362	32,177
卸売業、小売業	5,890	126,518
金融業、保険業	586	16,138
不動産業、物品賃貸業	225	12,145
学術研究、専門・技術サービス業	518	19,844
宿泊業、飲食サービス業	1,933	45,632
生活関連サービス業、娯楽業	1,369	31,602
教育、学習支援業	1,562	38,113
医療、福祉	7,876	135,471
複合サービス事業	984	10,824
サービス業（他に分類されないもの）	1,921	45,043
公 務（他に分類されるものを除く）	1,556	36,431
分類不能の産業	23	19,422
総 数	37,456	834,257

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成 27 年 国勢調査結果〕（総務省統計局）より作成〕

(1) 農 業

天草市及び熊本県における農作物作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

平成 27 年における主要な農作物作付（栽培）経営体数は、天草市では稲が最も多くなっている。

表 3.2-3 農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年）

（単位：経営体）

種 類	天草市	熊本県
稲	1,443	29,468
麦 類	5	1,746
雑 穀	18	686
いも類	121	1,587
豆 類	42	2,181
工芸農作物	59	1,898
野菜類	535	14,008
花き類・花木	60	1,384
その他の作物	96	3,872

〔「2015 年農林業センサス報告書」（農林水産省、平成 27 年）より作成〕

(2) 林 業

天草市及び熊本県における所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

平成 27 年における林野面積は、天草市では 46,373ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（平成 27 年）

（単位：ha）

区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公有林	私有林
天草市	46,373	879	879	—	45,494	81	7,004	38,409
熊本県	461,322	63,100	61,340	1,760	398,222	14,268	62,032	321,922

注：「—」は出典に記載のないことを示す。

〔「2015 年農林業センサス報告書」（農林水産省、平成 27 年）より作成〕

(3) 水産業

天草市及び熊本県の漁業種類別漁獲量は表 3.2-5、魚種別漁獲量は表 3.2-6 のとおりである。
平成 30 年における漁獲量は、天草市では 12,606t となっている。

表 3.2-5 漁業種類別漁獲量（平成 30 年）

漁業種類				天草市	熊本県
底びき網	遠洋底びき網			—	—
	以西底びき網			—	x
	沖合底びき網	1 そうびき		—	—
		2 そうびき		—	—
	小型底びき網			891	965
船びき網				558	1,537
まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ	—	—
			近海かつお・まぐろ	—	—
		その他		—	—
	2 そうまき網		—	—	
中・小型まき網			3,505	3,820	
刺網	さけ・ます流し網			—	—
	かじき等流し網			—	—
	その他の刺網			566	995
敷網	さんま棒受網			—	—
定置網	大型定置網			x	x
	さけ定置網			—	—
	小型定置網			491	758
その他の網漁業				4,225	4,764
はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄		—	—
		近海まぐろはえ縄		—	—
		沿岸まぐろはえ縄		—	—
	その他のはえ縄		187	652	
はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお一本釣		—	—
		近海かつお一本釣		—	—
		沿岸かつお一本釣		—	—
	いか釣	遠洋いか釣		—	—
		近海いか釣		—	—
		沿岸いか釣		36	63
	ひき縄釣			x	x
その他の釣			701	1,029	
採貝・採藻				151	1,534
その他の漁業				657	1,013
漁獲量合計				12,606	17,831

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（総務省 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕

表 3.2-6 魚種別漁獲量（平成 30 年）

（単位：t）

種 類		天草市	熊本県
魚類	まぐろ類	9	9
	かじき類	4	4
	かつお類	337	337
	さめ類	6	8
	さけ・ます類	—	—
	このしろ	164	838
	にしん	—	—
	いわし類	7,120	7,956
	あじ類	287	387
	さば類	344	348
	さんま	x	x
	ぶり類	346	387
	ひらめ・かれい類	116	237
	たら類	—	—
	ほっけ	—	—
	きちじ	—	—
	はたはた	—	—
	にぎす類	—	—
	あなご類	x	x
	たちうお	142	495
	たい類	511	832
	いさき	81	86
	さわら類	98	118
	すずき類	30	142
	いかなご	—	—
	あまだい類	2	3
	ふぐ類	53	67
その他の魚類	2,039	2,709	
	計	11,687	14,967
えび類		20	89
かに類		12	92
おきあみ類		—	—
貝類		12	609
いか類		145	235
たこ類		281	517
うに類		138	162
海産ほ乳類		—	—
その他の水産動物類		10	58
海藻類		302	1,103
漁獲量合計		12,606	17,831

注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 30 年）」（総務省 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕

(4) 商 業

天草市及び熊本県における商業の状況は、表 3.2-7 のとおりである。

平成 27 年における年間商品販売額は、天草市では 131,479 百万円となっている。

表 3.2-7 商業の状況

業 種	区 分	天草市	熊本県
卸売業	事業所数（事業所）	193	3,575
	従業者数（人）	1097	30,362
	年間商品販売額（百万円）	49,863	2,371,101
小売業	事業所数（事業所）	1,108	12,689
	従業者数（人）	4,922	85,903
	年間商品販売額（百万円）	81,616	1,672,079
合 計	事業所数（事業所）	1,301	16,264
	従業者数（人）	6,019	116,265
	年間商品販売額（百万円）	131,479	4,043,180

注：事業所数及び従業者数は平成 28 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は平成 27 年 1 年間の数値である。

〔「平成 28 年経済センサスー活動調査」（総務省・経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕

(5) 工 業

天草市及び熊本県における工業の状況は、表 3.2-8 のとおりである。

平成 30 年における製造品出荷額等は、天草市では 2,982,146 万円となっている。

表 3.2-8 工業の状況（従業員 4 人以上）

区 分	天草市	熊本県
事業所数（事業所）	130	1,987
従業者数（人）	2,283	95,110
製造品出荷額等（万円）	2,982,146	284,508,611

注：事業所数及び従業者数は令和元年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は平成 30 年 1 年間の数値である。

〔「2019 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

天草市及び熊本県における平成 30 年の地目別土地利用の現況は、表 3.2-9 及び図 3.2-2 のとおりである。

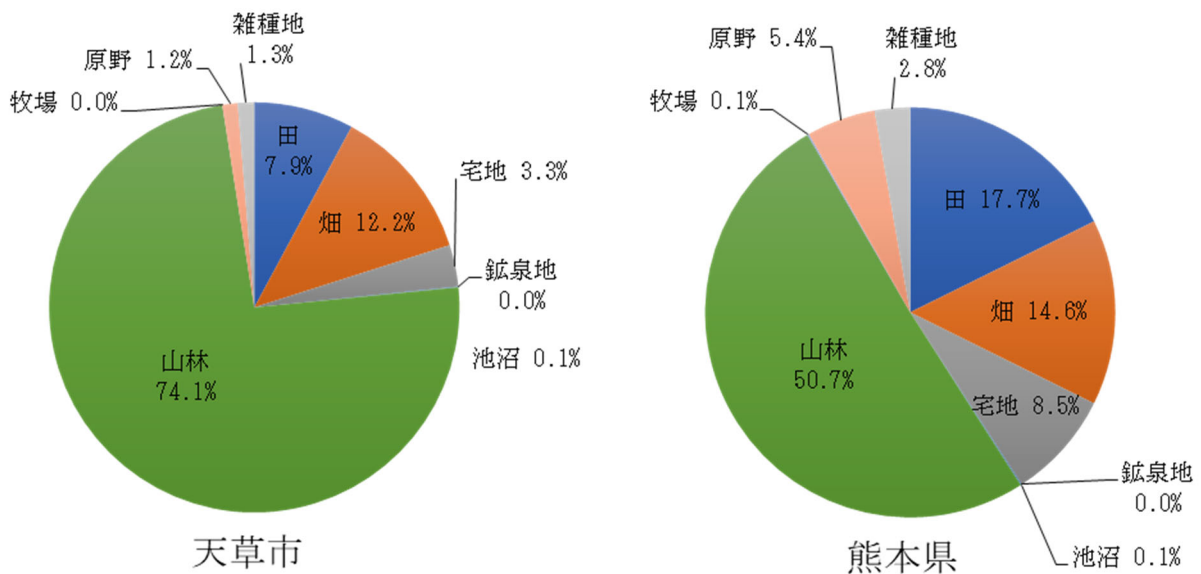
天草市では山林の占める割合が最も高く 74.1%、次いで畑が 12.2%である。

表 3.2-9 地目別土地利用の現況（平成 30 年）

（単位：㎡、（ ）内は％）

区 分	天草市		熊本県	
田	40,365,516	(7.9)	696,690,325	(17.7)
畑	62,808,523	(12.2)	576,663,545	(14.6)
宅地	16,849,985	(3.3)	336,160,920	(8.5)
鉱泉地	7	(0.0)	4,006	(0.0)
池沼	334,329	(0.1)	3,501,015	(0.1)
山林	380,372,966	(74.1)	1,997,748,122	(50.7)
牧場	0	(0.0)	4,629,356	(0.1)
原野	6,184,994	(1.2)	214,186,300	(5.4)
雑種地	6,658,133	(1.3)	109,940,294	(2.8)
総 数	513,574,453	(100)	3,939,523,883	(100)

注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。
 [「令和 2 年統計年鑑」（熊本県、令和 3 年）より作成]



注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。
 [「令和 2 年統計年鑑」（熊本県、令和 3 年）より作成]

図 3.2-2 地目別土地利用の現況（平成 30 年）

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲に都市地域はない。

② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲における農業地域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲における森林地域は図 3.2-4 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域が分布している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和元年 5 月 24 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は図 3.2-3 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく用途地域の指定はない。

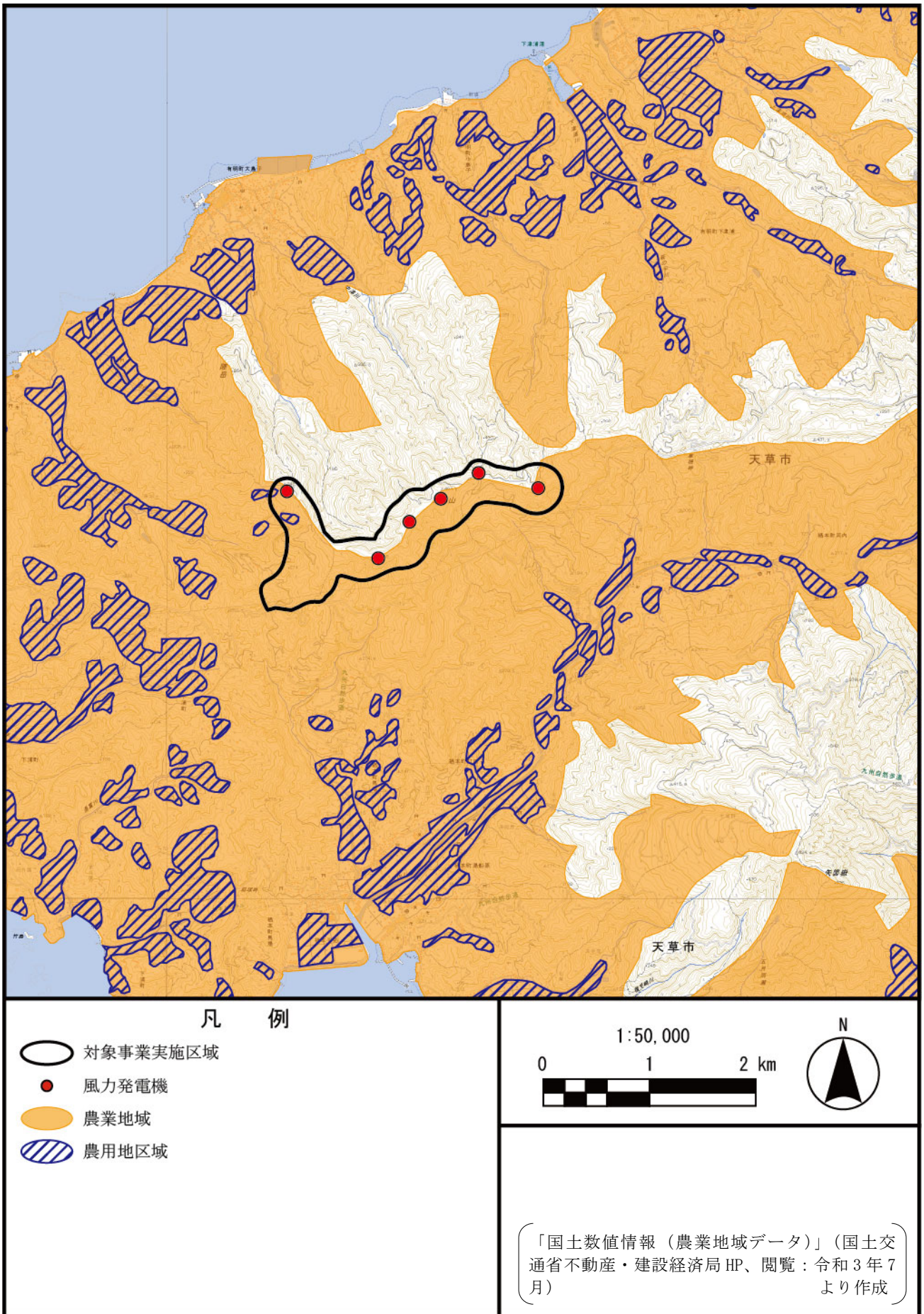


図 3.2-3 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

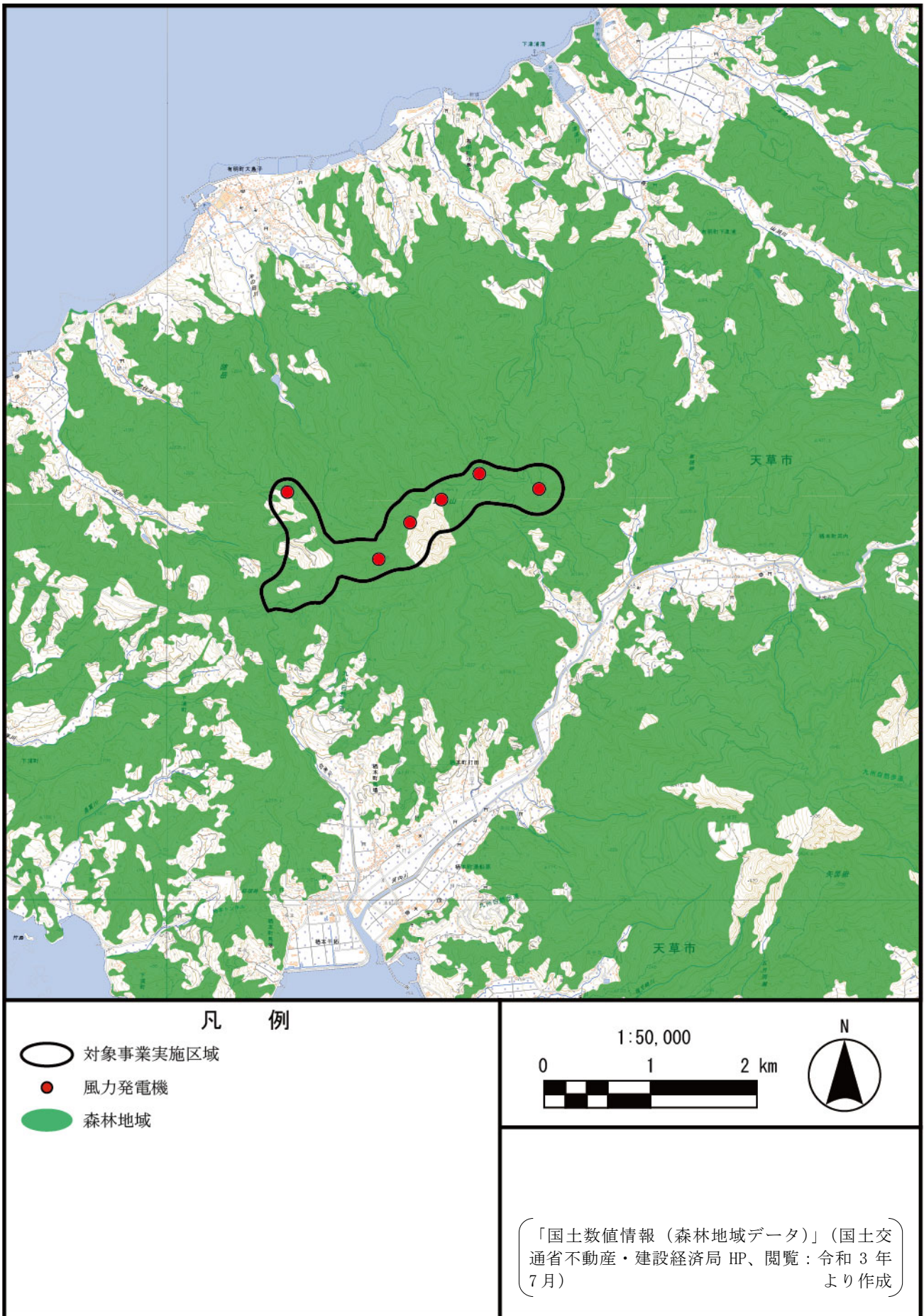


図 3.2-4 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水状況は表 3.2-10 のとおりであり、対象事業実施区域周囲では、水道用水として河内川等の河川から取水している。取水位置は図 3.2-5 のとおりである。天草市では、平成 29 年 4 月に簡易水道事業を上水道事業へ統合し、天草市水道事業として経営している。

なお、「熊本県の水産 令和 2 年」（熊本県、令和 3 年）によると、対象事業実施区域周囲の河川では、内水面漁業権の設定はされていない。

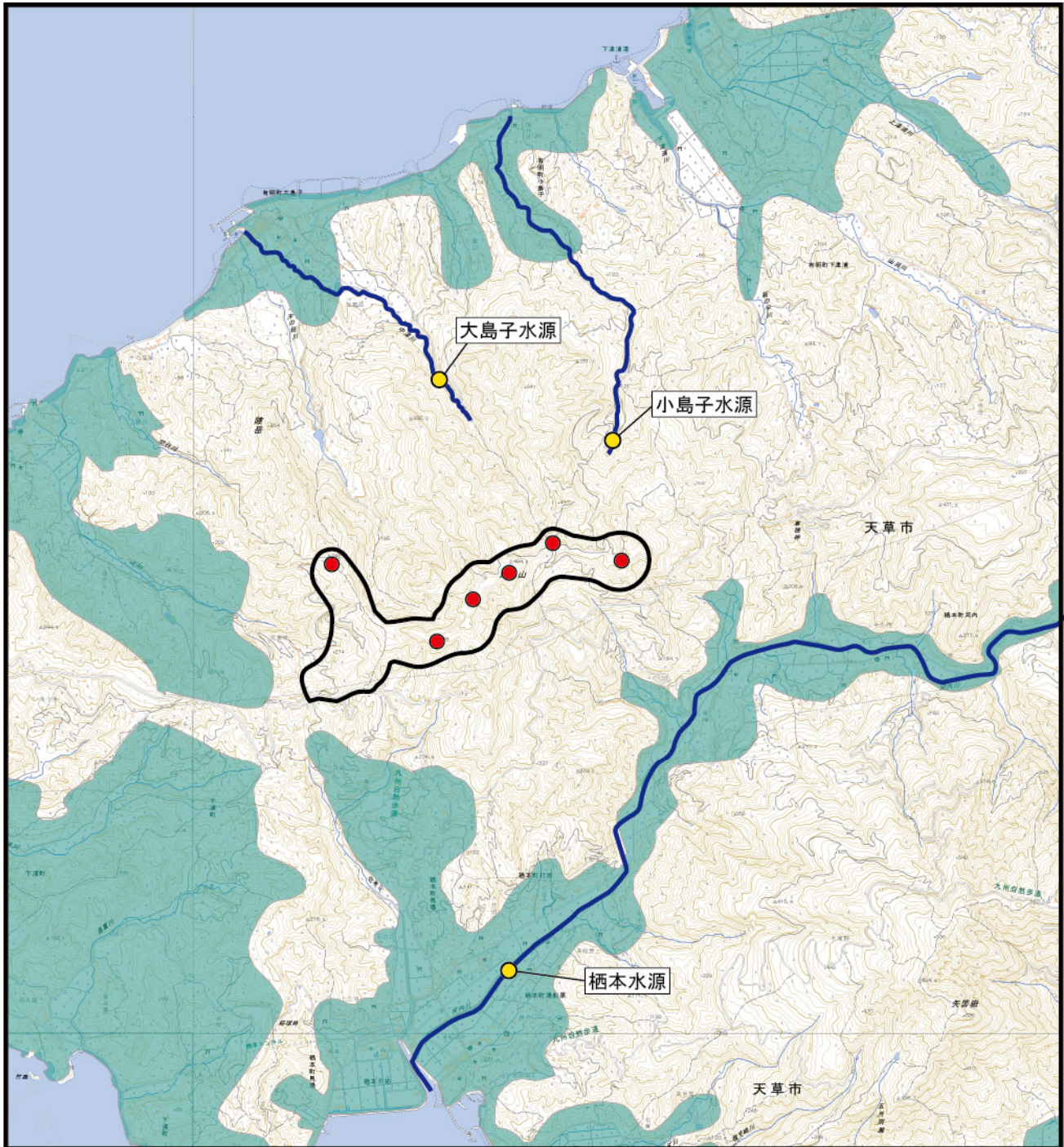
表 3.2-10 水道用水の取水状況（上水道）

（単位：千 m³）






事業名	年間 取水量	地表水				地下水			その他		
		ダム 直接	ダム 放流	湖沼水	表流水 (自流)	伏流水	浅井戸	深井戸	原水 受水	その他 (湧水等)	浄水 受水
		天草市 水道事業	9,079	5,510	—	60	842	—	851	1,816	—

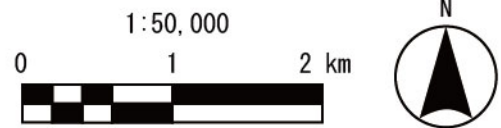
注：「—」は出典に記載のないことを示す。

〔「熊本県の水道 平成 31 年 3 月 31 日現在」（熊本県、令和 2 年）
「天草市水道事業ビジョン」（天草市水道局、平成 31 年）より作成〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  取水地点（表流水）
-  上水道給水区域
-  河川



天草市水道局水道課へのヒアリング（実施：平成30年8月）
 「国土数値情報（上水道関連施設データ）」
 （国土交通省不動産・建設経済局HP、閲覧：令和3年7月）より作成

図 3.2-5 水道用水の取水位置

2. 海域の利用状況

(1) 港湾の利用

対象事業実施区域周囲における港湾の状況は図 3.2-6 のとおりであり、地方港湾である天草（上津浦港区）、天草（下津浦港区）及び天草（栖本港区）がある。

(2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域周囲における漁港の状況は表 3.2-11 及び図 3.2-6 のとおりである。

表 3.2-11 漁港の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

漁港種類	漁港名	所在地	漁港管理者
第 1 種	島子	天草市	天草市
	志柿	天草市	天草市
	栖本	天草市	天草市

注：漁港種類は以下のとおりである。

第 1 種：その利用が地元の漁業を主とするもの

第 2 種：その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しないもの

第 3 種：その利用範囲が全国的なもの

第 4 種：離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

〔「漁港一覧（令和 3 年 4 月 1 日現在）」（水産庁 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕

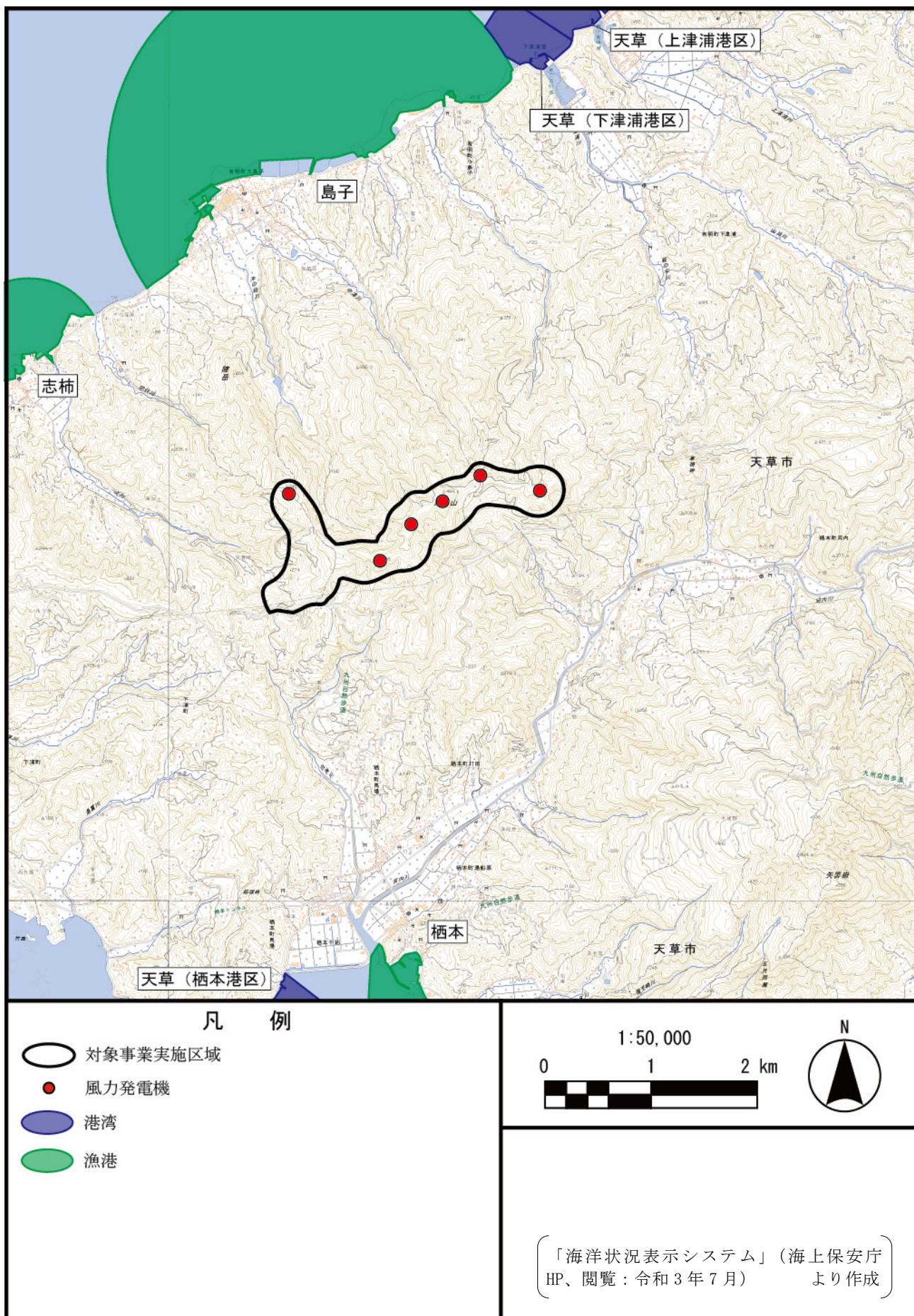


図 3.2-6 港湾及び漁港の状況

(3) 漁業区域の状況

対象事業実施区域周囲の海域には表 3. 2-12 及び図 3. 2-7 のとおり漁業権が設定されている。

表 3. 2-12 海面漁業権の内容

種別	免許番号	漁業種類	漁期
共同漁業権	天共第 4 号	第 1 種：ひとえぐさ、あおのり、もづく、わかめ、ひじき、ほんだわら、てんぐさ、ふのり、おごのり、いぎす、あわび、とこぶし、さざえ、にし、ばい、みな、たいらぎ、かき、はまぐり、あさり、まてがい、おおのがい、とりがい、たこ、かめのて、いせえび、しゃこ、うに、なまこ、えむし	1月1日～12月31日
		第 1 種：あわび	12月21日～翌年10月31日
		第 1 種：たいらぎ、おおのがい	10月1日～翌年5月31日
		第 1 種：いせえび	8月21日～翌年4月30日
		第 1 種：なまこ	10月1日～翌年3月31日
		第 2 種：雑魚ます網（つぼ網）、雑魚磯建網	1月1日～12月31日
		第 3 種：雑魚地びき網	1月1日～12月31日
	天共第 5 号	第 1 種：ひとえぐさ、あおのり、もづく、わかめ、ひじき、ほんだわら、てんぐさ、ふのり、つのまた、おごのり、いぎす、あわび、さざえ、つめたがい、にし、ばい、みな、たいらぎ、かき、はまぐり、あさり、まてがい、とりがい、みくりがい、たこ、うに、なまこ、えむし	1月1日～12月31日
		第 1 種：あわび	12月21日～翌年10月31日
		第 1 種：たいらぎ	10月1日～翌年5月31日
		第 1 種：なまこ	10月1日～翌年3月31日
		第 2 種：雑魚ます網（つぼ網）、雑魚建干網（江切網）、雑魚磯建網、しらうお四ツ手網	1月1日～12月31日
	天共第 10 号	第 3 種：雑魚地びき網	1月1日～12月31日
		第 1 種：ひとえぐさ、あおのり、もづく、かじめ、わかめ、ひじき、ほんだわら、てんぐさ、ふのり、つのまた、おごのり、とさかのり、みりん、いぎす、まくり、あわび、さざえ、にし、ばい、みな、いがい、たいらぎ、かき、はまぐり、あさり、まてがい、とりがい、ぎんたかま、みくりがい、たこ、いせえび、しゃこ、うに、なまこ、えむし	1月1日～12月31日
		第 1 種：たいらぎ	10月1日～翌年5月31日
		第 1 種：あわび	12月21日～翌年10月31日
		第 1 種：いせえび	8月21日～翌年4月30日
		第 1 種：なまこ	10月1日～翌年3月31日
	天共第 11 号	第 2 種：雑魚ます網（つぼ網）、雑魚磯建網、しらうお四ツ手網	1月1日～12月31日
		第 3 種：雑魚地びき網	1月1日～12月31日
		第 1 種：ひとえぐさ、あおのり、もづく、わかめ、ひじき、みりん、あわび、さざえ、にし、ばい、みな、いがい、かき、あさり、まてがい、たこ、しゃこ、うに、なまこ、えむし	1月1日～12月31日
		第 1 種：あわび	12月21日～翌年10月31日
		第 1 種：なまこ	10月1日～翌年3月31日
	区画漁業権	第 2 種：雑魚ます網（つぼ網）、雑魚磯建網	1月1日～12月31日
第 3 種：雑魚地びき網		1月1日～12月31日	
天区第 234 号		第 2 種：くるまえび養殖業	1月1日～12月31日
天区第 235 号		第 2 種：くるまえび養殖業	1月1日～12月31日
天区第 236 号	第 2 種：くるまえび養殖業	1月1日～12月31日	
天区第 807 号	第 1 種：真珠貝垂下式養殖業	1月1日～12月31日	

〔「熊本県公報第 12218 号（平成 25 年 5 月 31 日）別冊」（熊本県 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）
 「熊本県公報第 12726 号（平成 30 年 5 月 29 日）別冊」（熊本県 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕

3. 地下水の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における水道用水の取水状況は表 3. 2-10 のとおりである。

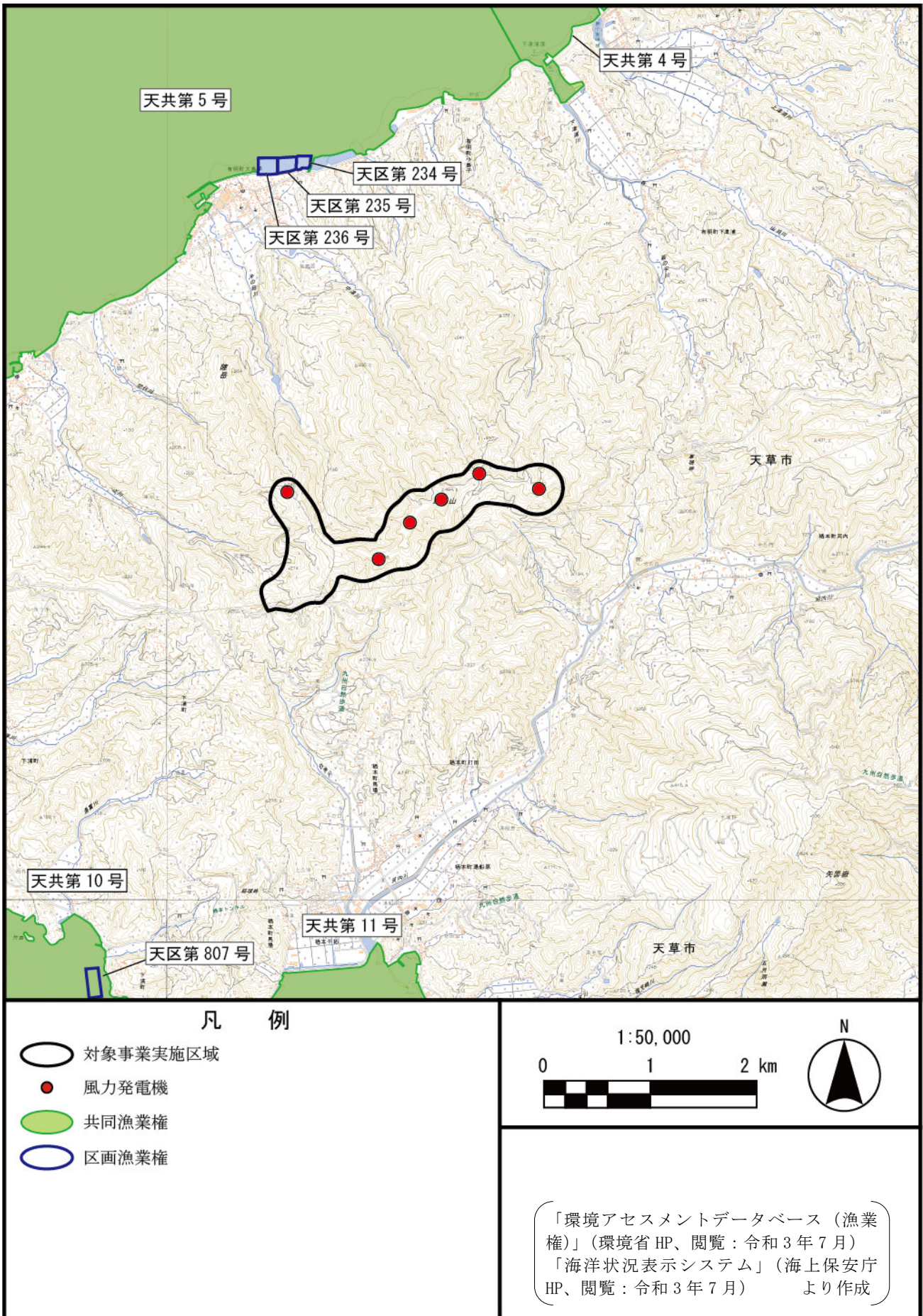


図 3.2-7 海面漁業権の設定状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要道路の状況は図 3.2-8 のとおりであり、対象事業実施区域周囲に一般国道 266 号、一般国道 324 号、主要地方道 34 号（松島馬場線）、一般県道 282 号（河内上津浦港線）等がある。

平成 27 年度の交通量調査結果は表 3.2-13、調査区間は図 3.2-8 のとおりである。

表 3.2-13 主要道路の交通状況（平成 27 年度）

（単位：台）

路線名	番号	交通量調査区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
一般国道 266 号	①	下浦馬場線	松島馬場線	8,169	10,293
	②	松島馬場線	有明倉岳線	2,539	3,098
一般国道 324 号	③	一般国道 266 号	河内上津浦港線	<u>11,546</u>	<u>14,548</u>
主要地方道 34 号（松島馬場線）	④	上天草市・天草市境	一般国道 266 号	<u>697</u>	<u>836</u>
一般県道 282 号（河内上津浦港線）	⑤	松島馬場線	一般国道 324 号	<u>198</u>	<u>240</u>

注：1. 表中の番号は、図 3.2-8 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間観測の時間帯は午前 7 時～午後 7 時、24 時間観測の時間帯は午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時である。

3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 22 年度交通量と平成 22 年度及び平成 27 年度ともに交通量を観測した区間から推定している。

24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定している。

（「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」
（国土交通省 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成）

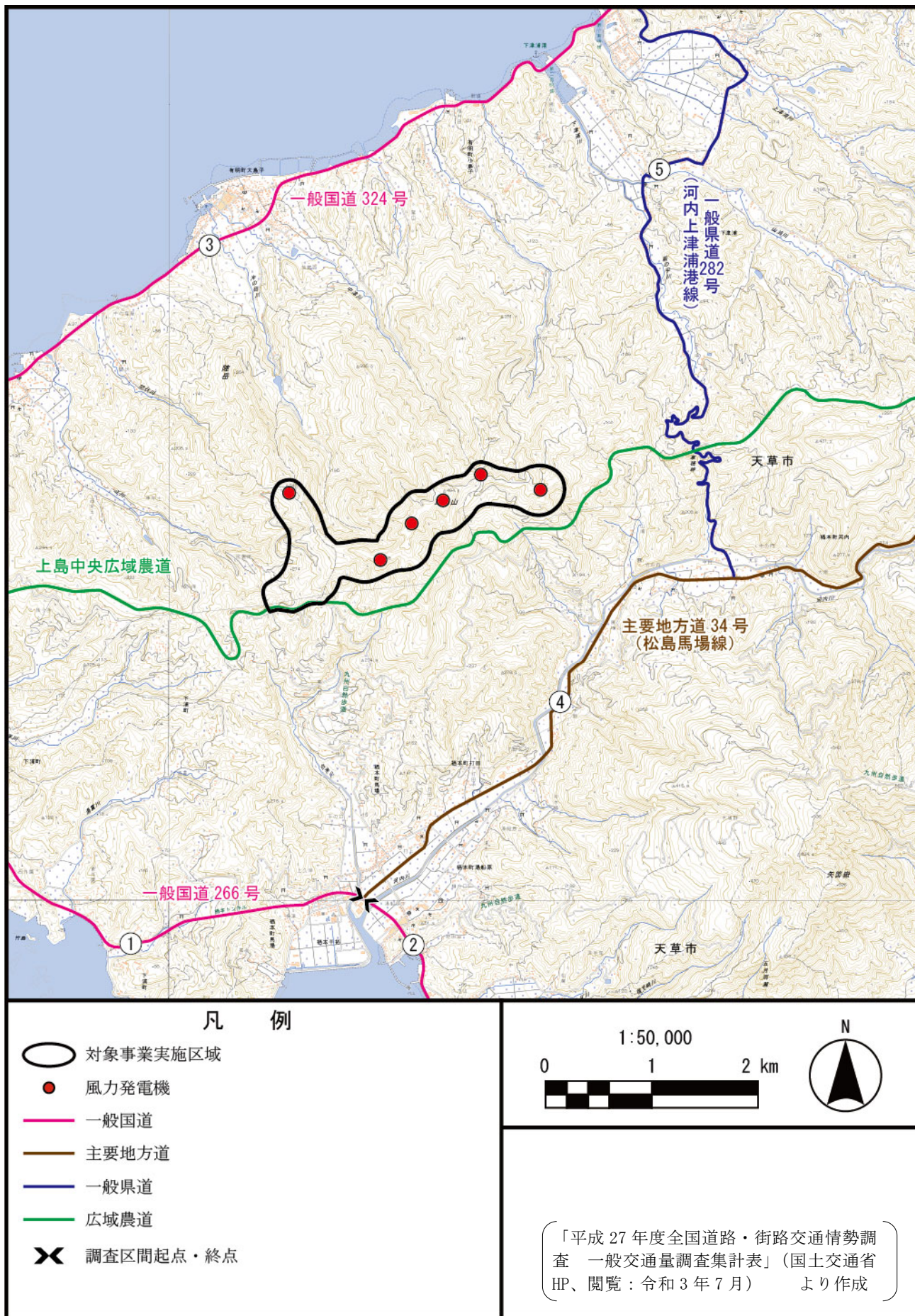


図 3.2-8 主要道路の交通状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

学校、病院、その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「配慮が特に必要な施設」という。）は、表 3.2-14 及び図 3.2-9 のとおりである。

風力発電機の設置位置から約 2.6km の位置に志柿保育園、約 2.7km の位置に栖本小学校、約 2.9km の位置に島子ごとう医院がある。

また、住宅等の配置の概況は図 3.2-9 のとおりであり、風力発電機の設置位置から最寄りの住宅までの距離は約 0.8km である。

表 3.2-14 配慮が特に必要な施設

区分	施設名	所在地
小学校	栖本小学校	天草市栖本町馬場 25
中学校	栖本中学校	天草市栖本町湯船原 690-4
医療機関	島子ごとう医院	天草市有明町大島子 1990-1
	天草厚生病院	天草市有明町小島子 1360
	本原内科小児科医院	天草市栖本町湯船原 735-1
	天草市立栖本病院	天草市栖本町馬場 2560-14
保育所	浦和保育園	天草市有明町上津浦 3725-3
	島子保育園	天草市有明町大島子 2655-1
	志柿保育園	天草市志柿町 2824-3
	和貴保育園	天草市栖本町湯船原 637-1
社会福祉施設	小規模多機能ホーム大空	天草市有明町下津浦 5103-2
	グループホーム遊鳥	天草市栖本町湯船原 759
	デイサービスソライロ	天草市栖本町馬場 3848
	特別養護老人ホーム梅寿荘	天草市栖本町湯船原 661
	特別養護老人ホームグランビュウ有明	天草市有明町小島子 1358-9
	煌樹	天草市栖本町馬場 3742-2

「小学校一覧」（天草市 HP）、「中学校一覧」（天草市 HP）、「保育園・（幼稚園）・児童クラブ」（天草市 HP）、「障がい福祉サービス（介護給付・訓練給付・障がい児通所支援）」（天草市 HP）、「医療施設一覧」（熊本県 HP）（各 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）

「令和 3 年度 介護福祉サービスガイド」（天草市、令和 3 年）

より作成

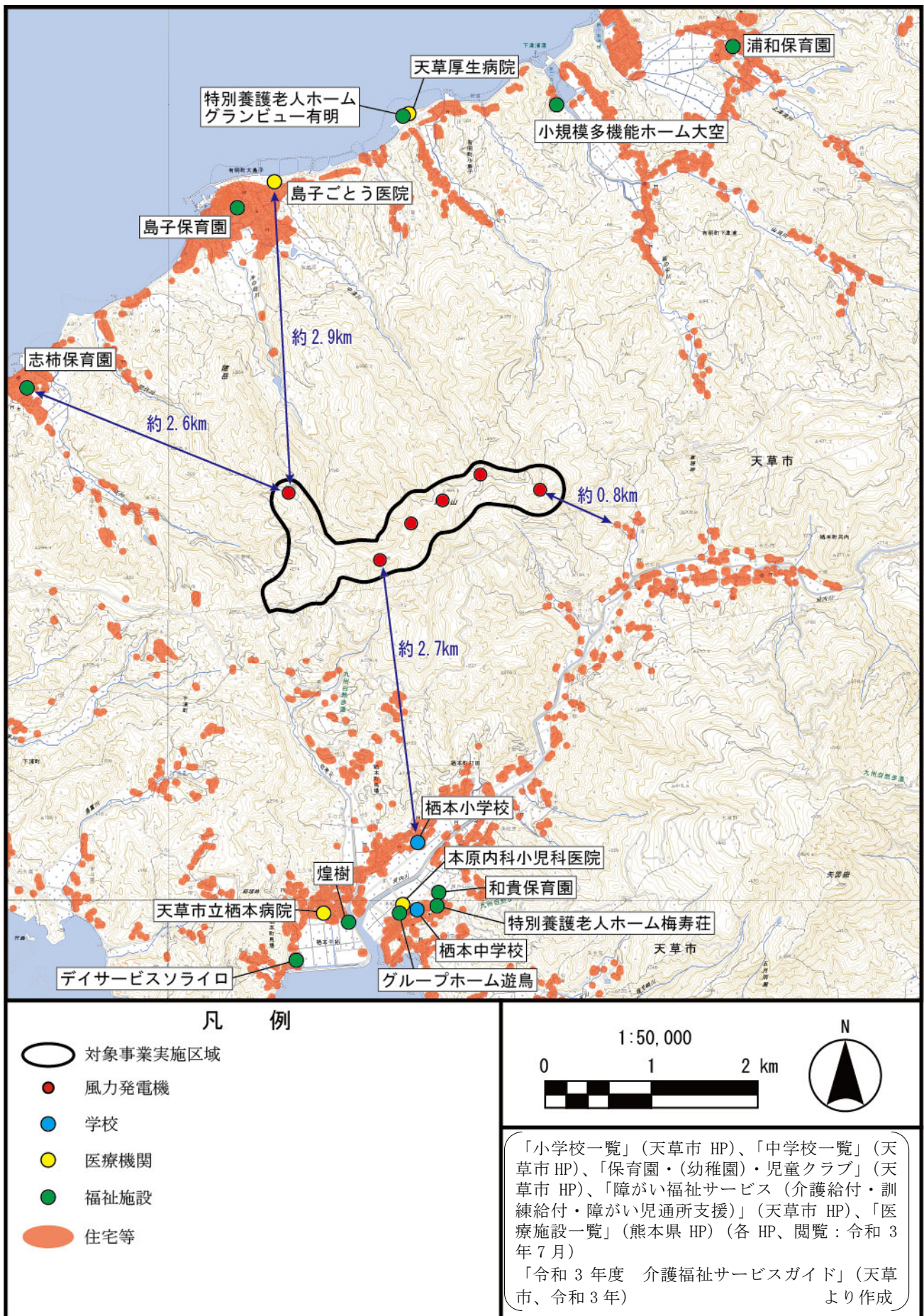


図 3.2-9 配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

天草市及び熊本県における令和元年度の汚水処理人口普及状況は、表 3.2-15 のとおりであり、天草市の汚水処理人口普及率は 68.4%となっている。

表 3.2-15 汚水処理人口普及状況（令和元年度）

区 分	住民基本台帳（人）	汚水処理人口	汚水処理人口普及率（%）
天草市	78,820	53,901	68.4
熊本県	1,761,778	1,540,358	87.4

〔「熊本県の汚水処理人口普及状況」（熊本県 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

天草市及び熊本県における令和元年度の一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 3.2-16 のとおりであり、天草市のごみ総排出量は 25,895t となっている。

表 3.2-16 一般廃棄物（ごみ）の状況（令和元年度）

区 分		天草市	熊本県
ごみ総排出量	計画収集量（t）	21,236	496,561
	直接搬入量（t）	4,378	63,594
	集団回収量（t）	281	20,316
	合計（t）	25,895	580,471
ごみ処理量	直接焼却量（t）	20,537	430,532
	直接最終処分量（t）	0	3,601
	焼却以外の中間処理量（t）	3,898	117,565
	直接資源化量（t）	1,254	9,905
	合計（t）	25,689	561,603
中間処理後再生利用量（t）		1,660	90,020
リサイクル率（%）		12.3	20.7
最終処分量（t）		3,209	48,447

注：リサイクル率； $((\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) / (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量})) \times 100$

〔「一般廃棄物処理実態調査結果 令和元年度」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

熊本県における産業廃棄物の状況は表 3.2-17 のとおりであり、平成 30 年度の排出量は 7,430 千 t である。

また、対象事業実施区域を中心とした 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3.2-18、分布状況は図 3.2-10 のとおりであり、中間処理施設 128 か所、最終処分場 0 か所となっている。

表 3.2-17 産業廃棄物の状況（平成 30 年度）

（単位：千 t / 年）

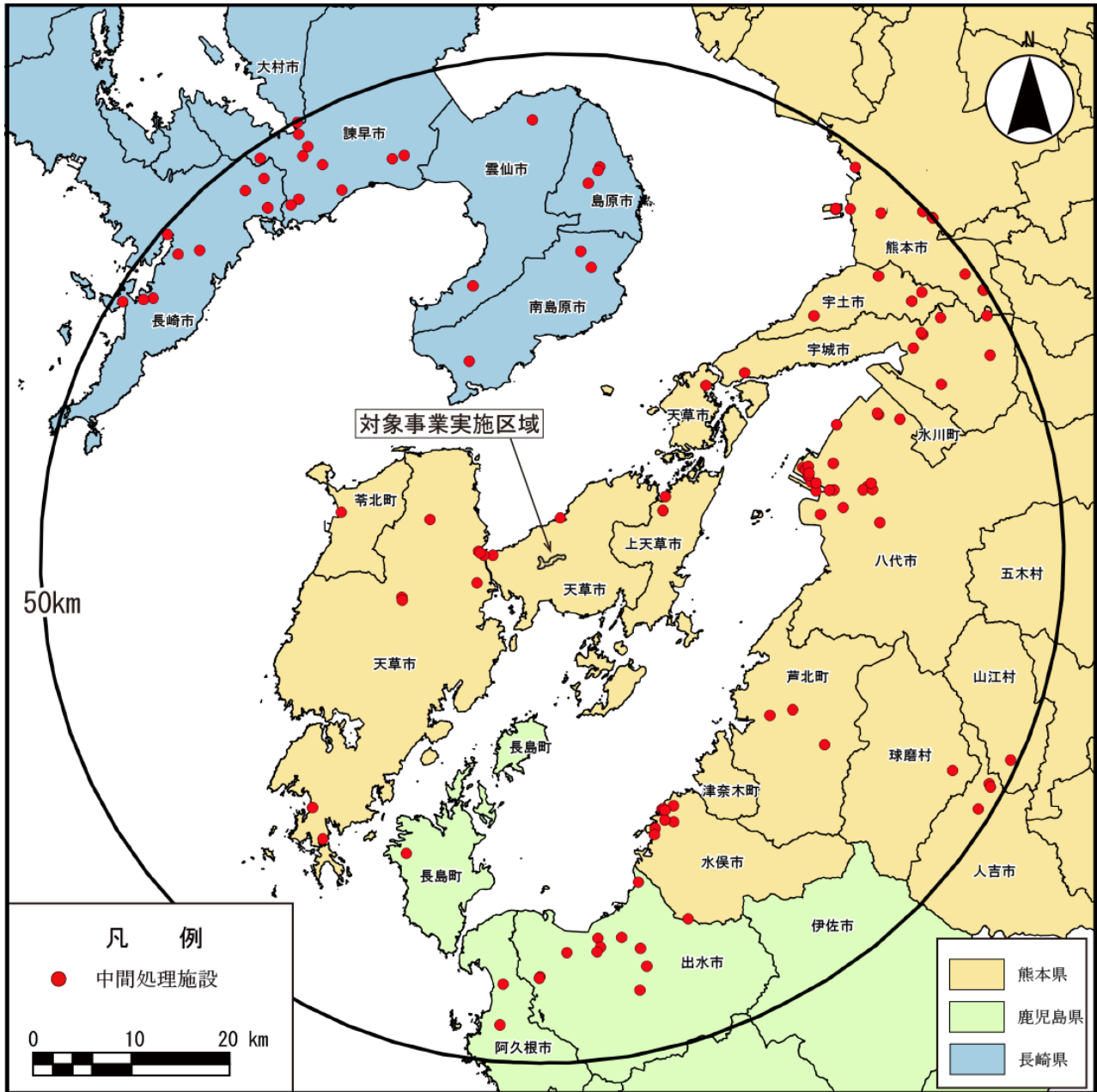
県	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量
熊本県	7,430	3,322	3,952	156

〔「熊本県廃棄物処理計画 第 5 期：令和 3 年度～令和 7 年度」（熊本県、令和 3 年）より作成〕

表 3.2-18 中間処理施設及び最終処分場の施設数

県	市町村	中間処理施設数	最終処分場数
熊本県	熊本市	12	0
	八代市	25	0
	人吉市	3	0
	水俣市	11	0
	宇土市	5	0
	上天草市	4	0
	宇城市	8	0
	天草市	11	0
	芦北町	3	0
	山江村	1	0
	球磨村	1	0
	苓北町	1	0
鹿児島県	出水市	11	0
	長島町	1	0
	阿久根市	2	0
長崎県	長崎市	10	0
	島原市	3	0
	南島原市	3	0
	大村市	1	0
	諫早市	10	0
	雲仙市	2	0
合計		128	0

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省不動産・建設経済局 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省不動産・建設経済局 HP、
 閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕

図 3.2-10 中間処理施設の分布状況

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表3.2-19のとおりである。

表3.2-19(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 3. 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内においては現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回るものとならないよう努めるものとする。
 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）
 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成

表3.2-19(2) 大気汚染に係る環境基準

有害大気汚染物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」
 （平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：令和3年5月19日）に基づき、表3.2-20のとおり定められている。

天草市では類型指定のあてはめが行われており、対象事業実施区域及びその周囲は全域がC類型に指定されている。

表3.2-20(1) 騒音に係る環境基準【一般地域】

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：地域の類型は、それぞれ次に定める区域とする。

天草市 AA 類型；熊本県内では指定地域なし

A 類型；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B 類型；第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

C 類型；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び用途地域以外の地域

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）
 〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成29年）より作成〕

表3.2-20(2) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

表3.2-20(3) 騒音に係る環境基準【幹線交通を担う道路に近接する空間】

区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注：1. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」は次の車線数区分に応じ、道路端から距離よりその周囲が特定されている。

・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 m

・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 m

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号、最終改正：令和2年3月30日）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.2-21 のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-22～表 3.2-24 のとおりであり、河川、湖沼、海域ごとに、利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲における類型指定状況は図 3.2-11 のとおりであり、河川については類型のあてはめはなく、島原湾（有明海（15）水域）及び八代海（八代海（7）水域）は環境基準 A 類型に指定されている。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準」は表 3.2-25 のとおりであり、すべての地下水について定められている。

表 3.2-21 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考：1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日より作成)〕

表 3.2-22(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日より作成）〕

表 3.2-22(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日より作成）〕

表 3.2-23(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素要 求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	15 mg/L以下	5 mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/L以上	—

備考：1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が4日間以上である人工湖をいう。
2. 基準値は、日間平均値とする。
3. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする。
4. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2・3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日より作成）〕

表 3.2-23(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考：1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が4日間以上である人工湖をいう。
2. 基準値は、年間平均値とする。
3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和2年3月30日より作成）〕

表 3.2-23(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日より作成）〕

表 3.2-23(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日より作成）〕

表 3.2-24(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日より作成）〕

表 3.2-24(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
備考：1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日より作成）〕

表 3.2-24(3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日より作成）〕

表 3.2-24(4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
備考：1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日より作成）〕

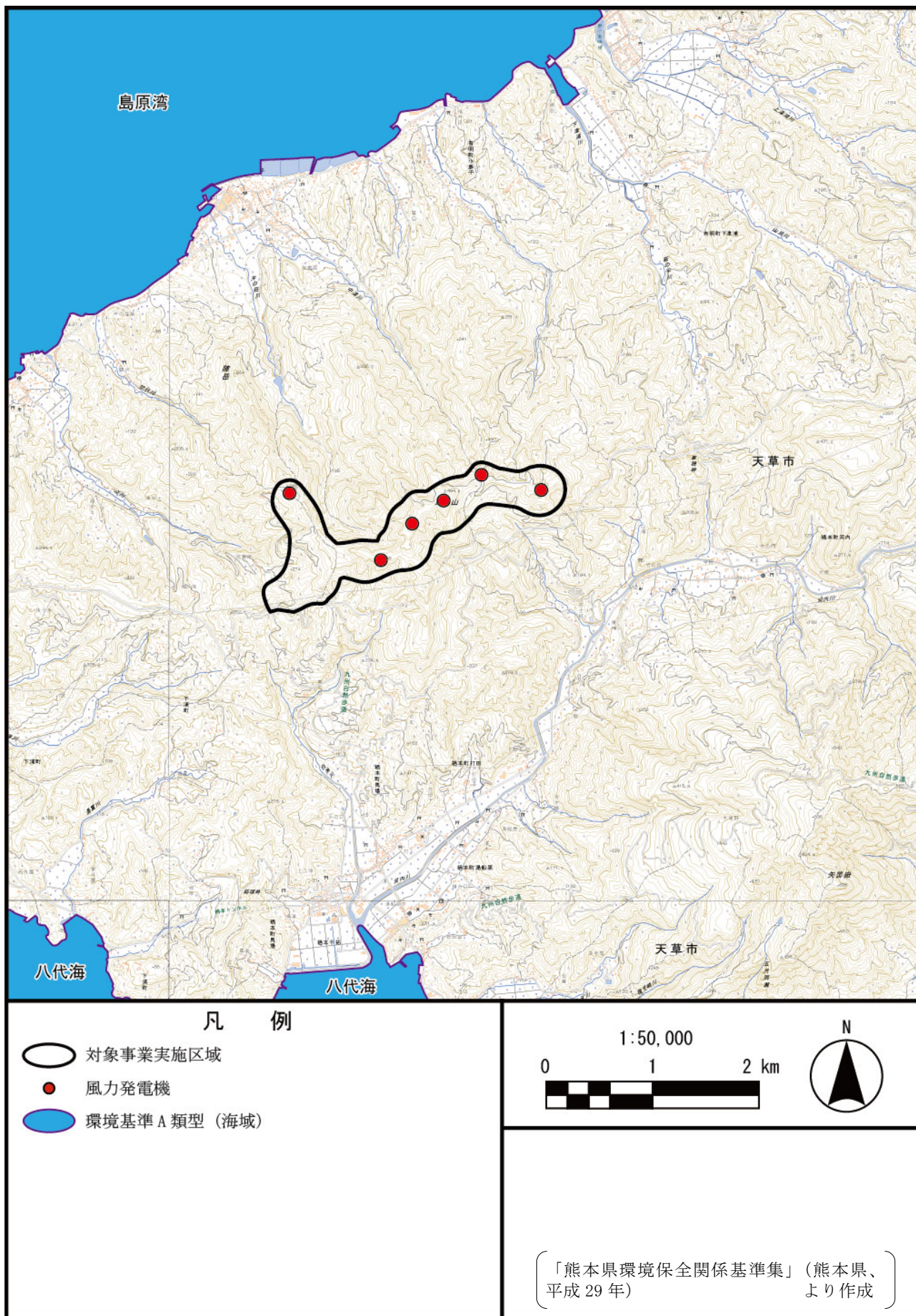


図 3.2-11 公共用水域の環境基準類型指定状況

表 3.2-25 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」
 (平成9年環境庁告示第10号、最終改正：令和2年3月30日)より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-26 のとおりであり、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。

表 3.2-26 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ農用地においては米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

- 備考：1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は表 3.2-27 のとおりである。

表 3.2-27 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下であること
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下であること
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下であること
土 壤	1,000 pg-TEQ/g 以下であること

- 備考：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ/g 以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250 pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号、最終改正：令和2年3月30日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、天草市は 17.5 となっている。また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 2 年 6 月 5 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

② 騒音

騒音については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき特定工場等において発生する騒音及び「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 44 年熊本県条例第 23 号）における特定工場、特定作業及び音響機器における規制地域区分が定められている。

規制基準は表 3.2-28～表 3.2-31 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲は全域が規制地域に該当している。

表 3.2-28 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

注：区域は、それぞれ次に定める区域とする。

天草市 第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域；第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域；近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、用途地域以外の地域

第 4 種区域；工業地域及び工業専用地域

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成 29 年）より作成〕

表 3.2-29 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

区域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たり 作業時間	作業期間	作業日
第 1 号区域	85 デシベル	19:00～7:00 の 時間内でないこと	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日 その他休日 でないこと
第 2 号区域		22:00～6:00 の 時間内でないこと	14 時間以内		

注：1. 区域は、それぞれ次に定める区域とする。

天草市 第 1 号区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、用途地域以外の地域

第 2 号区域；工業地域及び工業専用地域

2. 災害その他非常事態発生時等、規制が除外される場合がある。

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成 29 年）より作成〕

表 3.2-30 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
a 区域及びb 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル
備考：1. 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するための必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 2. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の道路の敷地境界線から 15 m、2 車線を越える道路の敷地境界線から 20 m まで）に係る限度は上表に係わらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。			

- 注：1. 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。
 2. 等価騒音レベルにより評価する。
 3. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道等をいう。
 4. 区域は、それぞれ次に定める区域とする。
 a 区域；第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
 b 区域；第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
 c 区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域、用途地域以外の地域
 【「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成29年）より作成】

表 3.2-31 音響機器に関する騒音の規制基準

（熊本県生活環境の保全等に関する条例）

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00~8:00)	昼間 (8:00~19:00)	夕 (19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
第1種区域	40 (45) デシベル	45 (50) デシベル	40 (45) デシベル	35 (40) デシベル
第2種区域	45 (50) デシベル	55 (60) デシベル	45 (50) デシベル	40 (45) デシベル
第3種区域	55 (60) デシベル	60 (65) デシベル	55 (60) デシベル	45 (50) デシベル
第4種区域	60 (65) デシベル	65 (70) デシベル	60 (65) デシベル	55 (60) デシベル

- 注：1. () 内の数値は、宣伝放送に係る音の大きさの許容限度。
 2. 区域は、それぞれ次に定める区域とする。
 天草市 第1種区域；第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
 第2種区域；第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
 第3種区域；近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、用途地域以外の地域
 第4種区域；工業地域及び工業専用地域
 【「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成29年）
 「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和44年熊本県条例第23号）
 「熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（昭和47年規則第60号）より作成】

③ 振動

振動については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、規制地域区分が定められている。

振動に関する規制基準は表 3.2-32～表 3.2-34 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲は全域が規制地域に該当している。

表 3.2-32 特定工場等における振動の規制基準

区域の区分	規制種別	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

注：区域は、それぞれ次に定める区域とする。

第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域、用途地域以外の地域

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成 29 年）より作成〕

表 3.2-33 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

区域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たり 作業時間	作業期間	作業日
第 1 号区域	75 デシベル	19:00～7:00 の 時間内でないこと	10 時間以内	連続 6 日以内	日曜日 その他休日 でないこと
第 2 号区域		22:00～6:00 の 時間内でないこと	14 時間以内		

注：1. 区域は、それぞれ次に定める区域とする。

第 1 号区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、用途地域以外の地域

第 2 号区域；工業地域及び工業専用地域

2. 災害その他非常事態発生時等、規制が除外される場合がある。

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成 29 年）より作成〕

表 3.2-34 道路交通振動の要請限度

区域の区分	規制種別	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
第 1 種区域		65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：区域は、それぞれ次に定める区域とする。

第 1 種区域；第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

第 2 種区域；近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域、用途地域以外の地域

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成 29 年）より作成〕

④ 水質汚濁

水質については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき規制が行われており、排水基準は表 3.2-35、上乗せ基準は表 3.2-36 のとおりである。上乗せ基準の区域については、健康項目は熊本県全域、生活環境項目は有明海、八代海並びにこれらに流入する公共用水域に排出する特定事業場に限り適用される。

また、「熊本県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 44 年熊本県条例第 23 号）では水質汚濁防止法の対象とならない 7 つの排水施設について、独自の排水基準を定めており、表 3.2-37 のとおりである。

なお、「熊本県地下水保全条例」（平成 2 年熊本県条例第 52 号）では、条例で定める化学物質を使用し、かつ、条例で定める業種に該当する工場・事業場に対し特別排水基準や地下浸透基準等が定められている。対象事業場及び対象化学物質は表 3.2-38 のとおりである。これに該当する事業場かつ該当の化学物質を使用する場合の特別排出基準は表 3.2-39(1)、排水水を地下浸透処理する対象事業場の基準は表 3.2-39(2) のとおりである。さらに、「熊本県地下水保全条例」の「地下水の水質の浄化に係る措置命令等」により知事が水質浄化の措置命令等を発した際の水質浄化基準は表 3.2-39(3) のとおりである。

表 3. 2-35(1) 水質汚濁に係る一律排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd / L
シアン化合物	1 mg CN / L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg / L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb / L
六価クロム化合物	0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As / L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg / L
トリクロロエチレン	0.1 mg / L
テトラクロロエチレン	0.1 mg / L
ジクロロメタン	0.2 mg / L
四塩化炭素	0.02 mg / L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg / L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg / L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg / L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg / L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg / L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg / L
チウラム	0.06 mg / L
シマジン	0.03 mg / L
チオベンカルブ	0.2 mg / L
ベンゼン	0.1 mg / L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se / L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg / L 海域 230 mg / L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg / L 海域 15 mg / L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/ L
1,4-ジオキサン	0.5 mg / L
備考：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和元年11月18日）より作成〕

表 3.2-35(2) 水質汚濁に係る一律排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
磷含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)
<p>備考：1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 Lにつき 9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域）</p>	

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日）より作成〕

表 3.2-36(1) 水質汚濁に係る上乗せ排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.01 mg Cd/ L
シアン化合物	0.1 mg CN/ L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.1 mg / L
鉛及びその化合物	0.05 mg Pb/ L
六価クロム化合物	0.05mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.01 mg As/ L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mgHg/ L
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg / L
トリクロロエチレン	0.03 mg / L
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L
ジクロロメタン	0.02 mg / L
四塩化炭素	0.002 mg / L
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / L
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L
1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg / L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / L
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg / L
チウラム	0.006 mg / L
シマジン	0.003 mg / L
チオベンカルブ	0.02 mg / L
ベンゼン	0.01 mg / L

注：以下の業種には適応されない。

1-2（畜産）、2～18-3（食料品製造）、21-2、30、38～40、42、45、59（砕石）、60（砂利）、63-3（火力発電）、64-2、66-3（旅館）、66-4～66-8、69（と畜場）、69-2、69-3、71（車両洗浄）、72（し尿）、73（下水）番号は水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号）

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成29年）より作成〕

表 3.2-36(2) 水質汚濁に係る上乗せ排水基準（生活環境項目）

《1日の平均排水量が50 m³以上1,000 m³未満の特定事業場》

工場又は事業場	業種等	許容限度						
		BOD又はCOD(mg/L)		SS(mg/L)				
		日間平均	最大	日間平均	最大			
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種（し尿処理施設を除く。）		20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	70	
	その他の区域に所在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの		50	70	70	90	
		食品製造業	畜産食料品製造業	乳製品製造業	20	30	50	60
				その他のもの	30	40	50	60
			水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、めん類製造業		30	40	50	60
			飲料製造業	酒類製造業	30	40	50	60
				その他飲料製造業	20	30	50	60
			その他のもの（弁当製造業を除く。）		30	40	30	40
		繊維工業		30	40	30	40	
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		70	90	50	60	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの		45	60	60	80	
		窯業・土石製品製造業		20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	100	150	
		旅館業		50	60	50	70	
		共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの		50	60	50	70	
	と畜場		30	40	40	60		
	下水道終末処理施設		—	20	—	70		
	し尿処理施設		—	30	—	70		
	その他のもの		20	25	30	40		
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種（し尿処理施設を除く。）		20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	70	
	その他の区域に所在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの		25	30	60	80	
		食品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、飲料製造業		20	25	40	50
			その他のもの（弁当製造業を除く。）		20	25	30	40
			一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		20	25	40	50
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの		20	25	50	70	
		窯業・土石製品製造業		20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	80	100	
		旅館業		25	30	40	60	
		共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの		25	30	40	60	
		下水道終末処理施設		—	20	—	70	
		し尿処理施設		—	20	—	70	
		その他のもの		20	25	30	40	

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成29年）より作成〕

表 3.2-36(3) 水質汚濁に係る上乗せ排水基準（生活環境項目）

《1日の平均排水量が1,000 m³以上の特定事業場》

工場又は事業場	業種等	許容限度								
		BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)				
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大			
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種（し尿処理施設を除く。）		20	25	20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
	その他の区域に所在するもの	食料品製造業	畜産食料品製造業	乳製品製造業	20	30	20	30	50	60
				その他のもの	30	40	30	40	50	60
			水産食料品製造業、めん類製造業		30	40	30	40	50	60
			飲料製造業		20	30	20	30	40	50
			その他のもの（弁当製造業を除く。）		30	40	30	40	30	40
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業			40	50	40	50	50	60
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設を持たないもの		40	50	40	50	50	70
			パルプ製造施設を持つもの		65	80	65	80	35	50
		ポリビニルアルコール製造業			40	50	40	50	30	40
		プラスチック圧延フィルム製造業			60	80	35	45	30	40
		化学肥料製造業			25	50	25	50	30	40
		窯業・土石製品製造業			20	25	20	25	80	100
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場			—	—	120	160	100	150
		旅館業			30	40	30	40	30	40
	下水道終末処理施設			—	20	—	20	—	70	
	し尿処理施設			—	20	—	20	—	70	
	その他のもの			20	25	20	25	30	40	
	新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種（し尿処理施設を除く。）		20	25	20	25	30	40
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
その他の区域に所在するもの		食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業		20	25	20	25	40	50
			その他のもの（弁当製造業を除く。）		20	25	20	25	30	40
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業			20	25	20	25	40	50
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設を持たないもの		20	25	20	25	40	60
			パルプ製造施設を持つもの		20	25	20	25	30	40
		窯業・土石製品製造業			20	25	20	25	80	100
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場			—	—	120	160	80	100
		下水道終末処理施設			—	20	—	20	—	70
		し尿処理施設			—	20	—	20	—	70
		その他のもの			20	25	20	25	30	40

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成29年）より作成〕

表 3.2-36(4) 水質汚濁に係る上乗せ排水基準（生活環境項目）

《1日の平均排水量が20 m³以上50 m³未満の特定事業場》

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
備考：1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. 水素イオン濃度についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用せず、温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については当分の間、適用しない。 3. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。	

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成29年）より作成〕

表 3.2-37(1) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準

《1日の平均排水量が50 m³以上の指定工場》

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	5 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
弗素含有量	15 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
磷含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考：1. 該当の業種及び排水施設は次のとおりである。

- (1) 米粉製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
洗米施設、浸漬施設、湿式製粉施設、ろ過施設
- (2) 給食の用に供する施設（1日の給食能力が二千食以上のものに限る。）であって、次に掲げるもの
食器洗浄施設、調理施設
- (3) チップ製造業の用に供する湿式チッパー
- (4) 塗装水洗ブース施設
- (5) 金属の洗浄及び表面処理施設（酸又はアルカリによるものを除く。）
- (6) めっき施設（電気メッキによるものを除く。）
- (7) 小規模し尿処理施設

2. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3. 小規模し尿処理施設に係る基準値は、生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量以外が適用され、また、小規模し尿処理施設に係る基準値の適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る）とする。

4. 窒素及び磷含有量についての排水基準は有明海、八代海、羊角湾及び瀬戸内海に流入する公共用水域に適用する。

5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。

〔「熊本県環境保全関係基準集」(熊本県、平成29年)より作成〕

表 3.2-37(2) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準

《1日の平均排水量が20 m³以上50 m³未満の指定工場（公共用水域全域）》

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
備考：1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. 小規模し尿処理施設に係る基準値は、生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量以外が適用され、また、小規模し尿処理施設に係る基準値の適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る。）とする。 3. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限り適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限り適用する。	

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成29年）より作成〕

表 3.2-37(3) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準

《小規模し尿処理施設に係る排水基準（有明海及び八代海に流入する公共用水域に適用）》

一日の平均排水量		BOD 又は COD (mg/L)	
		日間平均	最大
20 m ³ 以上 50 m ³ 未満の工場又は事業場		120	160
50 m ³ 以上の工場 又は事業場	既設の浄化槽	60	90
	単独処理浄化槽	90	120
	新設の浄化槽	20	40
備考：1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. BOD 又は COD 以外の項目は表 3.2-37(1) もしくは表 3.2-37(2) のとおりである。ただし、窒素及び燐含有量については、新設かつ一日の平均排水量 50 m ³ 以上の工場又は事業場に適用する。 3. 適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る。）とする。			

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成29年）より作成〕

表 3.2-38 熊本県地下水保全条例に基づく基準における対象項目

項目	対象となるもの
事業場	<p>1 鉱業 金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、非金属鉱業</p> <p>2 製造業 繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、武器製造業、その他の製造業</p> <p>3 卸売・小売業 自動車小売業</p> <p>4 サービス業 洗濯業（コインランドリー業を含む。）、洗張・染物業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業、病院、その他の医療関連サービス業、保健所、検疫所（動物検疫、植物防疫を除く。）、その他の保健衛生（検査業に限る。）、高等学校、専修学校・各種学校その他の教育施設で農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う事業場又は高等教育機関（人文科学のみに係るものを除く。）、自然科学研究所、他に分類されないサービス業（動物検疫所、植物防疫所、家畜保健衛生所に限る。）</p> <p>5 公務 国家公務・地方公務（警察、海上保安庁等における犯罪鑑識のための検査室を設置する事業場に限る。）</p>
化学物質	<p>カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機リン化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物 PCB トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 四塩化炭素 ジクロロメタン 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその他化合物</p>

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成 29 年）より作成〕

表 3.2-39(1) 熊本県地下水保全条例に基づく基準（特別排水）

対象化学物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.01 mgCd/L
シアン化合物	0.1 mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.1 mg / L
鉛及びその化合物	0.05 mgPb/L
六価クロム化合物	0.05mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.01 mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.0005 mg / L
トリクロロエチレン	0.03 mg / L
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L
1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg / L
四塩化炭素	0.002 mg / L
ジクロロメタン	0.02 mg / L
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / L
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / L
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg / L
チウラム	0.006 mg / L
シマジン	0.003 mg / L
チオベンカルブ	0.02 mg / L
ベンゼン	0.01 mg / L
セレン及びその化合物	0.1 mgSe/L
備考：「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成29年）より作成〕

表 3.2-39(2) 熊本県地下水保全条例に基づく基準（地下浸透）

対象化学物質の種類	判定基準値
カドミウム及びその化合物	0.001 mgCd/L
シアン化合物	0.1 mgCN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.1 mg / L
鉛及びその化合物	0.005 mgPb/L
六価クロム化合物	0.04 mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.005 mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mgHg/L
アルキル水銀化合物	0.0005 mgR-Hg/L
PCB	0.0005 mg / L
トリクロロエチレン	0.002 mg / L
テトラクロロエチレン	0.0005 mg / L
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg / L
四塩化炭素	0.0002 mg / L
ジクロロメタン	0.002 mg / L
1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg / L
1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg / L
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg / L (シス体、トランス体とも)
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg / L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg / L
チウラム	0.0006 mg / L
シマジン	0.0003 mg / L
チオベンカルブ	0.002 mg / L
ベンゼン	0.001 mg / L
セレン及びその化合物	0.002 mgSe/L

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成29年）より作成〕

表 3.2-39(3) 熊本県地下水保全条例に基づく基準
(地下水の水質の浄化に係る措置命令等に係る水質浄化基準)

対象化学物質	基準
カドミウム及びその化合物	0.003 mgCd/L
シアン化合物	検出されないこと
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.01 mgPb/L
六価クロム化合物	0.05 mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.01 mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mgHg/L
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01 mg / L
テトラクロロエチレン	0.01 mg / L
ジクロロメタン	0.02 mg / L
四塩化炭素	0.002 mg / L
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / L
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / L
1,2-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量が 0.04 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / L
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg / L
チウラム	0.006 mg / L
シマジン	0.003 mg / L
チオベンカルブ	0.02 mg / L
ベンゼン	0.01 mg / L
セレン及びその化合物	0.01 mgSe/L
《油浄化基準》 味：異常でないこと 臭気：異常でないこと 外観：油膜、油による乳濁及び油塊が認められないこと。	
備考：「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

〔「熊本県環境保全関係基準集」(熊本県、平成29年)より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づき県知事（市の区域内については市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

熊本県では、悪臭物質の濃度による規制地域の指定が行われている。対象事業実施区域及びその周囲が位置する天草市は全域が A 地域に指定されており、基準は表 3.2-40 のとおりである。なお、A 地域については、臭気強度 2.5 に相当する特定悪臭物質濃度が適用される。

表 3.2-40(1) 悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質：敷地境界）

（単位：ppm）

特定悪臭物質	区域の区分	A 地域
アンモニア		1
メチルメルカプタン		0.002
硫化水素		0.02
硫化メチル		0.01
二硫化メチル		0.009
トリメチルアミン		0.005
アセトアルデヒド		0.05
プロピオンアルデヒド		0.05
ノルマルブチルアルデヒド		0.009
イソブチルアルデヒド		0.02
ノルマルバレルアルデヒド		0.009
イソバレルアルデヒド		0.003
イソブタノール		0.9
酢酸エチル		3
メチルイソブチルケトン		1
トルエン		10
スチレン		0.4
キシレン		1
プロピオン酸		0.03
ノルマル酪酸		0.006
ノルマル吉草酸		0.0009
イソ吉草酸		0.001

〔「熊本県環境保全関係基準集」（熊本県、平成 29 年）より作成〕

表 3.2-40(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（6段階臭気強度表示法）

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検地閾値）
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知閾値）
(2.5)	熊本県の A 基準に相当する臭気強度
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

〔熊本県環境保全関係基準集〕（熊本県、平成 29 年）より作成

表 3.2-40(3) 悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質：排出口）

事業場の煙突その他の気体排出口における許容限度	
1	<p>特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。</p> $q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ <p>q：排出口における許容限度（0℃、1気圧の m³/時） He：補正された気体排出口の高さ（m） Cm：敷地境界線における許容限度（ppm）</p> <p>補正された排出口の高さ（He）が5メートル未満となる場合については、この式は適用しない。</p>
2	<p>気体排出口の高さの補正は、次の算式により行う。</p> $He = Ho + 0.65 \cdot (Hm + Ht)$ $Hm = 0.795 \cdot \sqrt{Q} \cdot \sqrt{V} / (1 + 2.58 / V)$ $Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \cdot \log J + 1 / J - 1)$ $J = (1460 - 296 \cdot V / (T - 288)) / (\sqrt{Q} \cdot \sqrt{V}) + 1$ <p>He：補正された気体排出口の高さ（m） Ho：気体排出口の実高さ（m） Q：温度 15℃における排出ガスの流量（m³/秒） V：排出ガスの排出速度（m/秒） T：排出ガスの温度（絶対温度）</p>

〔熊本県環境保全関係基準集〕（熊本県、平成 29 年）より作成

表 3.2-40(4) 悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質：排水）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水の量	K	許容限度
			A 地域
メチルメルカプタン	0.001 m ³ /s 以下の場合	16	0.03
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	3.4	0.007
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.71	0.002
硫化水素	0.001 m ³ /s 以下の場合	5.6	0.1
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	1.2	0.02
	0.1 m ³ /s を超える場合	0.26	0.005
硫化メチル	0.001 m ³ /s 以下の場合	32	0.3
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	6.9	0.07
	0.1 m ³ /s を超える場合	1.4	0.01
二硫化メチル	0.001 m ³ /s 以下の場合	63	0.6
	0.001 m ³ /s を超え、0.1 m ³ /s 以下の場合	14	0.1
	0.1 m ³ /s を超える場合	2.9	0.03

〔熊本県環境保全関係基準集〕（熊本県、平成 29 年）より作成

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づき、表 3.2-41 のとおり区域の指定に係る基準が定められている。「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）によると、令和 3 年 6 月 30 日現在、対象事業実施区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「令和元年度農用地土壌汚染防止法の施行状況」（環境省、令和 2 年）によると、令和元年度末現在、対象事業実施区域及びその周囲には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

表 3.2-41(1) 区域の指定に係る規制基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.003 mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05 mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀 0.0005 mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛 0.01 mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素 0.01 mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素 0.8 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 L につきほう素 1 mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

表 3.2-41(2) 区域の指定に係る規制基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1 kg につきカドミウム 45 mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1 kg につき六価クロム 250 mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1 kg につき遊離シアン 50 mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1 kg につき水銀 15 mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1 kg につきセレン 150 mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1 kg につき鉛 150 mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1 kg につき砒素 150 mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kg につきふっ素 4,000 mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1 kg につきほう素 4,000 mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づき、地下水採取について規制が行われているが、天草市は規制対象地域には指定されていない。

⑧ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）で特定事業者（設置しているすべての工場等の年間エネルギー使用量の合計が原油換算で 1,500 kL 以上であり国が指定した事業者）に二酸化炭素の排出量を経済産業局及び事業所管轄省庁に定期報告することが義務付けられているほか、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律 117 号、最終改正：令和 3 年 6 月 2 日）では、特定排出者^{*}は温室効果ガスの排出量等を事業所管大臣に報告することが義務付けられている。

また、「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」（平成 22 年熊本県条例第 16 号）において、県内に設置しているすべての事業所における年間エネルギー使用量の合計が原油換算で 1,500 kL 以上である事業者等に、事業活動温暖化対策計画書及び同実施状況報告書の提出を求めている。

※特定排出者：全ての事業所のエネルギー使用量合計が 1,500 kL/年以上となる事業者、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」で特定荷主及び特定輸送事業者指定されている事業者、事業者全体で常時使用する従業員の数が 21 人以上であり温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所の排出量合計が CO₂換算で、3,000 t 以上となる事業者

(3) その他の環境保全計画等

① 第四次熊本県環境基本指針・第六次熊本県環境基本計画

熊本県では、快適な環境の創造を図るため全国に先駆け平成2年に「熊本県環境基本条例」（平成2年熊本県条例第49号）を制定し、条例に基づき熊本県環境基本指針、基本指針に基づき熊本県環境基本計画を策定している。令和3年7月には「第四次熊本県環境基本指針」（令和3～12年度）及び「第六次熊本県環境基本計画」（令和3～7年度）が策定された。

熊本県では、令和元年12月に「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」宣言をしており、本基本指針では対象期間の10年間で「2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた第1章」と位置付けている。「ゼロカーボン」という極めて高い目標の達成にむけ、5つの目指すべき姿、2つの考え方、7つの施策を示している。また、本基本計画では7つの施策の具体的な方向性や数値目標を示している。本基本指針・基本計画の施策の体系は表3.2-42のとおりである。

表 3.2-42 第四次熊本県環境基本指針・第六次熊本県環境基本計画の施策の体系

目指すべき姿	取組みを推進するにあたっての考え方	環境施策
①ゼロカーボン社会 ②循環型社会 ③自然共生社会 ④安全で快適な生活環境 ⑤様々なリスクに備えた社会	①SDGs や地域循環共生圏の考え方を踏まえた課題解決 ②あらゆる主体におけるパラダイムシフト※（変革）	①ゼロカーボン社会・くまもとの推進 ②循環型社会の推進 ③熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 ④安全で快適な生活環境の確保 ⑤リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進 ⑥環境立県くまもと型未来教育 ⑦持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

注：「※」は時代や社会において、常識的な考え方の枠組み（パラダイム）が、革新的、構造的に大きく転換（シフト）すること。

〔第四次熊本県環境基本指針・第六次熊本県環境基本計画〕（熊本県、令和3年）より作成

② 天草市環境基本計画

天草市では、「天草市環境基本条例」（平成 18 年天草市条例第 337 号）に基づき、平成 23 年に「天草市環境基本計画」が策定され、様々な取り組みが展開されてきた。しかし、東日本大震災を契機としたエネルギー政策の転換や「パリ協定」の発効、地球温暖化の影響と思われる記録的な猛暑など、国内外の動きや最近の課題を踏まえ、平成 31 年 3 月に「天草市地球温暖化対策実行計画」を編入した「第 2 次天草市環境基本計画」が策定された。計画期間は 2019 年度から 2026 年度の 8 年間で、将来の環境像を「イルカが泳ぐ藍い海 キリシタンの歴史漂うまちなみ 守りつなぐ 環境にやさしいまち あまくさ」と設定している。

施策の体系は表 3.2-43 のとおりである。

表 3.2-43 施策の体系

基本目標	施策の概要
天草の特性を踏まえた 自然共生社会の実現	(1) 水辺環境の保全・創出 ①河川環境の保全対策の推進 ②海域環境（里海）の保全対策の推進 ③水とのふれあいの推進 (2) 森林、里地里山の保全・再生 ①森林、里地里山の保全対策の推進 (3) 農地の保全・活用 ①環境に配慮した農業の推進 ②農業の活性化、農業とのふれあいの推進 (4) 生物多様性の保全・再生 ①生物多様性の保全対策の推進
資源を大切に利用する 循環型社会の実現	(1) 循環型社会の実現に向けての取組 ①廃棄物の発生抑制 ②廃棄物の適正処理の推進
安全で快適な 生活環境の実現	(1) 大気環境・水環境の保全 ①大気環境の保全対策の推進 ②水環境の保全対策の推進 (2) 安全で快適な生活環境の確保 ①化学物質対策の推進 ②土壌汚染・地下水汚染への対応 ③騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組 (3) うるおいとやすらぎのあるまちづくり ①緑化・美化運動の支援と推進 ②天草らしい景観のあるまちづくりの推進 ③歴史的・文化的資源の保全と活用
温室効果ガス排出の少ない 低炭素社会の実現	(1) 低炭素社会の実現に向けての取組推進 ①再生可能エネルギーや高効率な省エネルギー機器等の導入促進 ②くらしや事業活動における環境への配慮の推進 ③市の事業活動における環境への配慮
市民総ぐるみで学び参加する 環境保全活動の推進	(1) 環境教育・環境学習の推進 ①学校等における環境教育・環境学習の推進 ②地域における環境教育・環境学習の充実 (2) 市民等の取組や連携の推進 ①市民活動や企業の取組に対する支援

〔第 2 次天草市環境基本計画〕（天草市、2019 年）より作成]

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 3 年 5 月 6 日）に基づく自然公園は表 3.2-44 及び図 3.2-12 のとおり、「雲仙天草国立公園」が指定されている。

雲仙天草国立公園は、特別保護地区、特別地域、普通地域、海城公園地区に区分されており、区分ごとに指定された規制行為は表 3.2-45 のとおりである。

表 3.2-44 雲仙天草国立公園の概要

(単位：ha)

名称	関係市町 (熊本県)	陸域面積	特別保護 地区面積	特別地域面積			普通地域 面積	海城公園 地区面積
				第 1 種	第 2 種	第 3 種		
雲仙天草国立公園	天草市 上天草市 苓北町	13,974	1	197	7,550	5,856	370	116

〔「雲仙天草国立公園」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕

表 3.2-45 雲仙天草国立公園（天草地域）における行為規制一覧

	地域区分	行為の種類	
許可を要する行為	特別地域	①工作物の新築、改築、増築 ②木竹の伐採 ③環境大臣が指定する区域での木竹の損傷 ④鉱物の掘採、土石の採取 ⑤河川、湖沼の水位・水量の増減 ⑥環境大臣が指定する湖沼等への汚水の排出等 ⑦広告物の設置等 ⑧環境大臣が指定する物（土石、廃棄物、再生資源）の集積又は貯蔵 ⑨水面の埋立、干拓	⑩土地の形状変更 ⑪環境大臣が指定する植物の採取、損傷 ⑫環境大臣が指定する区域での同大臣が指定する植物の植栽、播種 ⑬指定動物の捕獲等 ⑭環境大臣が指定する区域での同大臣が指定する動物の放出 ⑮屋根、壁面等の色彩の変更 ⑯環境大臣が指定する区域内への立ち入り ⑰環境大臣が指定する地域での車馬、動力船、航空機の乗り入れ
	特別保護地区	特別地域の①、②、④～⑦、⑨、⑩、⑮、⑯に加え ①木竹の損傷 ②木竹の植栽 ③動物の放出、家畜の放牧 ④物の集積又は貯蔵 ⑤火入れ、たき火	⑥木竹以外の植物の採取、落葉、落枝の採取 ⑦木竹以外の植物の植栽、播種 ⑧動物の捕獲等 ⑨道路、広場以外の地域での車馬、動力船、航空機の乗り入れ
	海域公園地区	①工作物の新築、改築、増築 ②鉱物の掘採、土石の採取 ③広告物の設置等 ④環境大臣が指定する動植物等の捕獲等 ⑤海面の埋立、干拓	⑥海底の形状変更 ⑦物の係留 ⑧汚水等の排出 ⑨環境大臣が指定する区域で指定する期間の動力船の使用
事前に届出を要する行為	特別地域	③木竹の植栽、家畜の放牧	
	普通地域	①基準を超える工作物の新築、改築、増築（陸域） ア 建築物 高さ 13m 又は延べ面積 1,000m ² イ 送水管 長さ 70m ウ 鉄塔 高さ 30m エ 船舶の係留施設 長さ 50m オ ダム 高さ 20m カ 鋼索鉄道 延長 70m キ 索道 傾斜巨長 600m 又は起点と終点の高低差 200m ク 別荘地の用に供する道路 幅員 2m ケ 遊戯施設（建築物を除く）高さ 13m 又は水平投影面積 1,000m ² （海面） ア 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ 50m イ ア以外の工作物 海面上の高さ 5m 又は海面における水平投影面積 100m ²	②特別地域内の河川、湖沼等の水位・水量の増減を及ぼさせる行為 ③広告物等の設置等 ④水面の埋立、干拓 ⑤鉱物や土石の採取（海域内では、海域公園地区周辺での行為に限る） ⑥土地の形状変更 ⑦海域公園地区周辺での海底の形状変更
事後に届出を要する行為	特別地域	①特別地域の指定時における既着手行為 ②非常災害のために必要な応急措置	
	特別保護地区 海域公園地区	①特別保護地区、海中公園地区の指定時における既着手行為 ②非常災害のために必要な応急措置	

〔「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 3 年 5 月 6 日）
「自然公園法施行規則」（昭和 32 年厚生省令第 41 号、最終改正：令和 2 年 2 月 1 日）より作成〕

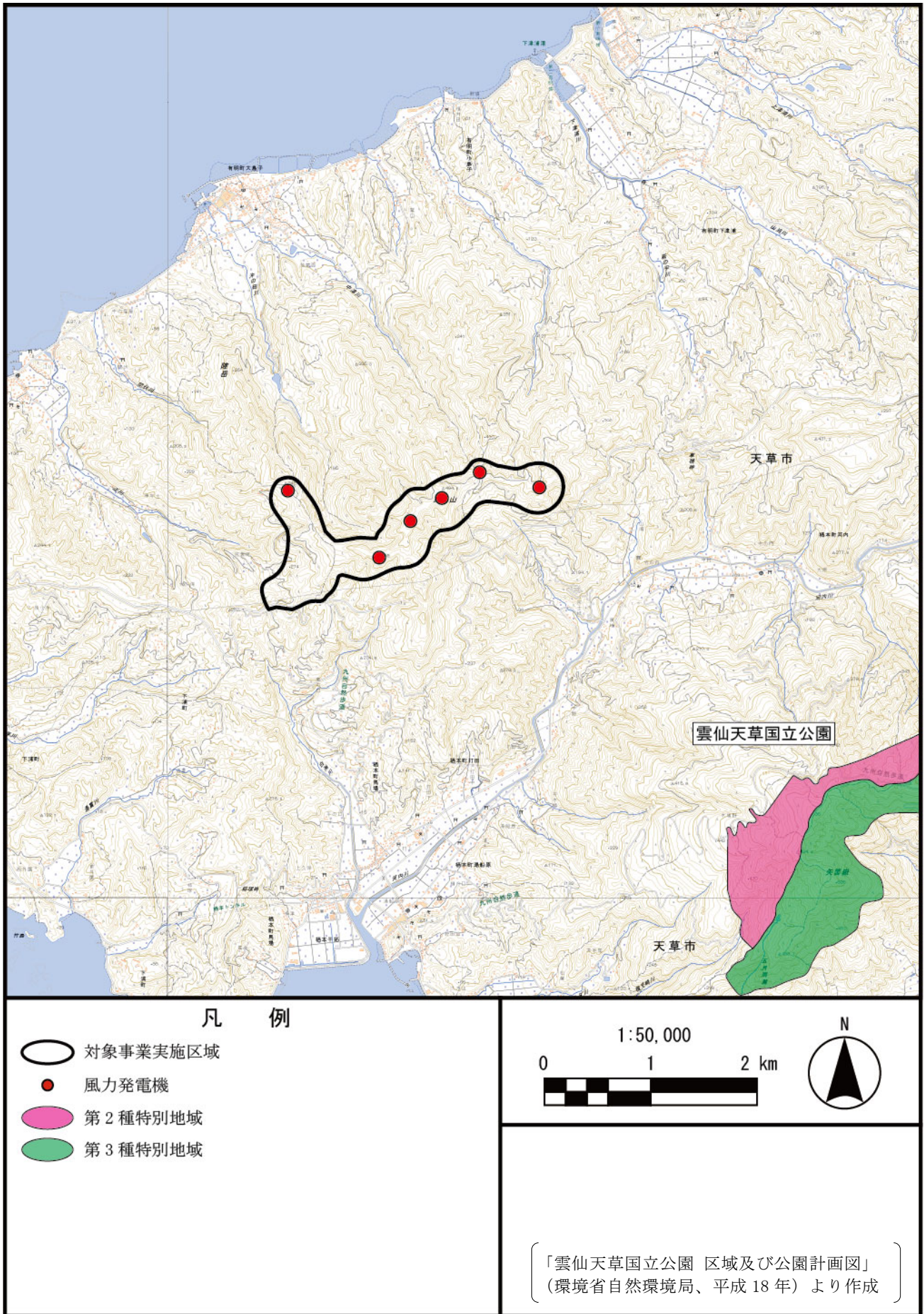


図 3.2-12 自然公園の状況

② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-46 及び図 3.2-13 のとおりである。

表 3.2-46 鳥獣保護区の指定状況

名称	指定区分	面積	存続期間
老岳	森林鳥獣生息地	2,880ha	平成 26 年 11 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日

[「令和 2 年度（2020 年度）熊本県鳥獣保護区等位置図」（熊本県 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成]

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日）により指定された生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）の規定により指定された湿地の区域はない。

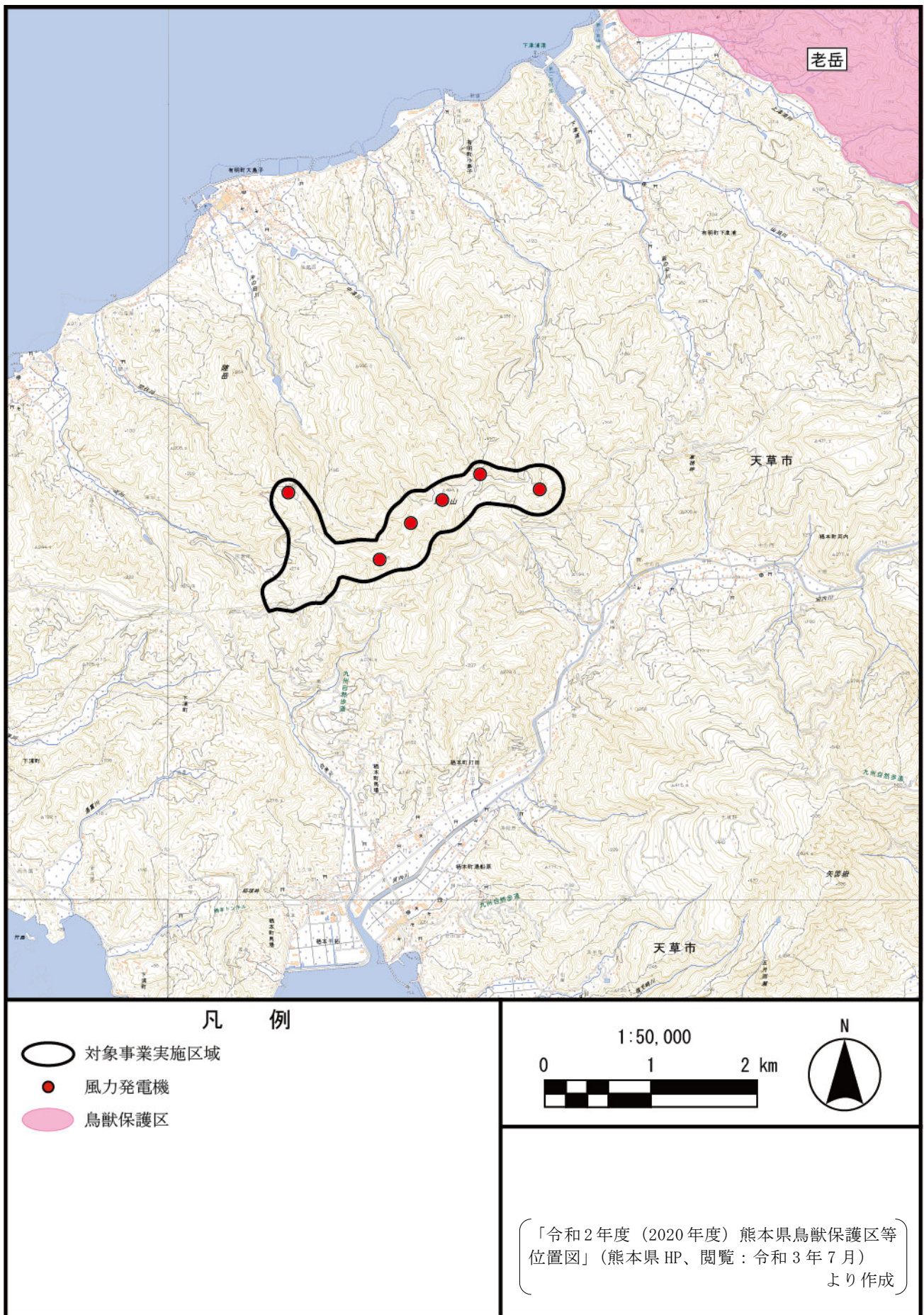


図 3.2-13 鳥獣保護区の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物等

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日）、「熊本県文化財保護条例」（昭和 51 年熊本県条例第 48 号）及び「天草市文化財保護条例」（平成 18 年天草市条例第 118 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物は表 3.2-47 及び図 3.2-14 のとおりであり、対岳楼跡アコウ樹等が存在する。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.2-48 及び図 3.2-14 のとおりであり、対象事業実施区域周囲に存在する。

表 3.2-47 史跡・天然記念物

種別	指定	名称	所在地	指定年月日
史跡	市	栖本城跡	天草市栖本町湯舟原字本丸 1046-1	昭和 51 年 1 月 10 日
	市	仏日山円性寺及栖本郡代所跡	天草市栖本町湯舟原字本丸 円性寺	昭和 51 年 1 月 10 日
	市	学半舎跡	天草市栖本町河内字竹之内	昭和 51 年 1 月 10 日
	市	権六古墳	天草市有明町下津浦字権六	昭和 62 年 5 月 19 日
天然記念物	市	正覚寺のナギ	天草市有明町上津浦字内山	平成 24 年 7 月 2 日
	市	アコウ大樹	天草市栖本町湯舟原字大崎	昭和 55 年 10 月 1 日
	市	対岳楼跡アコウ樹	天草市有明町大島子	昭和 62 年 5 月 19 日

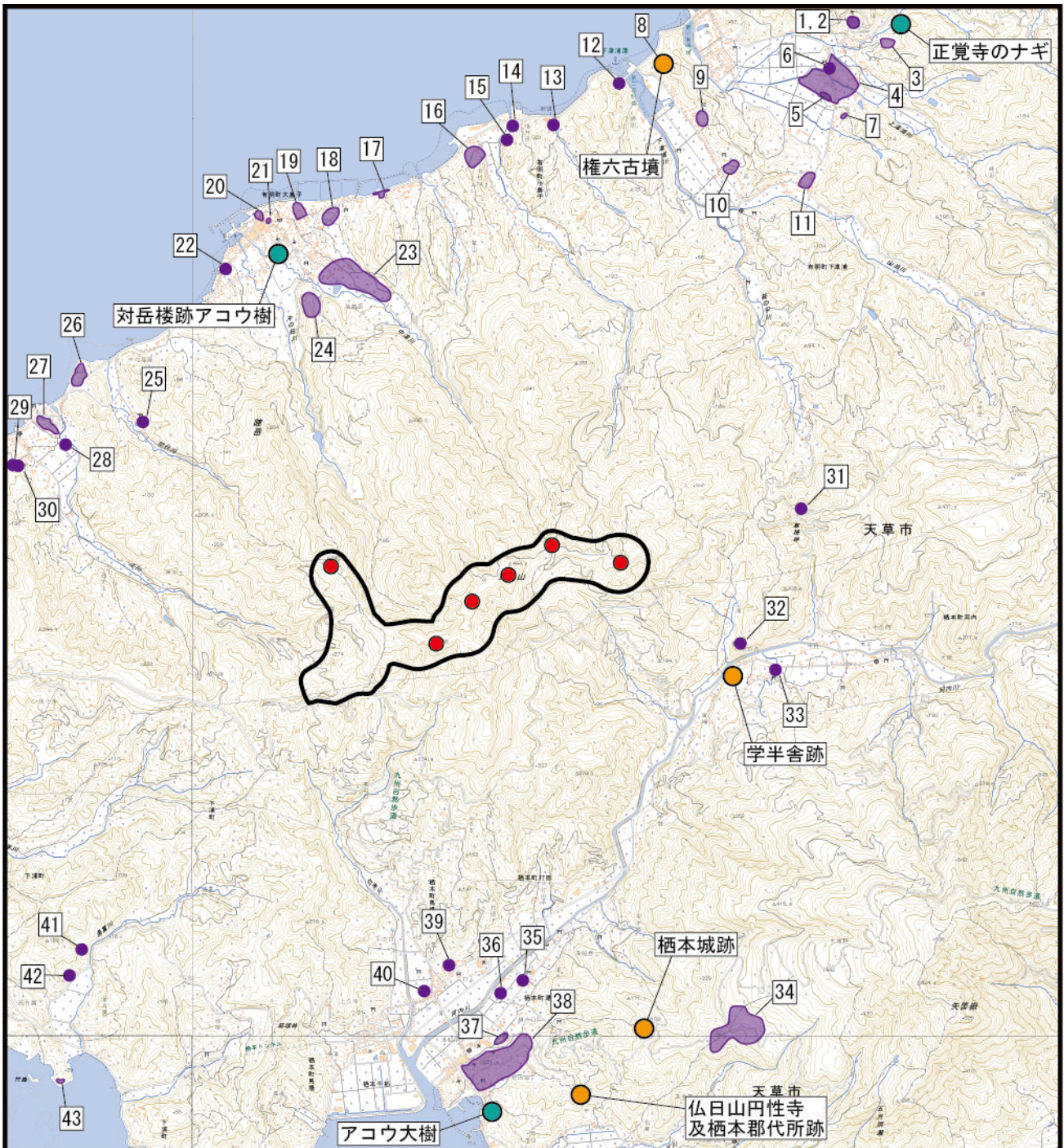
〔「文化財」（天草市 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕

表 3.2-48 周知の埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	キリシタン墓碑群	天草市有明町上津浦	墓地	中世
2	南蛮寺跡	天草市有明町上津浦	包蔵地	中世
3	タッチコン迫遺跡	天草市有明町上津浦円山	包蔵地	中世
4	上津浦城跡	天草市有明町上津浦城ヶ嶋・戸石川	城	中世
5	谷合遺跡	天草市有明町上津浦谷合	包蔵地	縄文
6	上津浦の五輪の塔	天草市有明町上津浦谷合（通称 正覚寺）	石造物	中世
7	妙楽寺跡	天草市有明町上津浦	包蔵地	縄文～中世
8	権六古墳	天草市有明町下津浦権	古墳	古墳
9	引陣遺跡	天草市有明町大島子引陣	包蔵地	縄文
10	中越遺跡	天草市有明町上津浦中越	包蔵地	縄文
11	通山遺跡	天草市有明町上津通山	包蔵地	縄文
12	津波供養碑	天草市有明町下津浦引陣	石造物	近世
13	津波供養碑	天草市有明町小島子福井田	石造物	近世
14	宝篋印塔跡	天草市有明町小島子	石造物	中世
15	聖地彦山峠遺跡	天草市有明町小島子福井田	祭祀	不明
16	小島子城跡	天草市有明町小島子古城	城	中世
17	殉教戦発端の地	天草市有明町大島子	縁地	近世
18	永田遺跡	天草市有明町大島子鬼塚	包蔵地	縄文
19	鬼塚遺跡（大島子）	天草市有明町大島子鬼塚	包蔵地	縄文～古墳
20	対岳樓跡	天草市有明町大島子	包蔵地	不明
21	館主池田・三木屋敷跡	天草市有明町大島子	包蔵地	中世
22	天草乱戦士の墓	天草市有明町大島子（通称 浜）	墓	古墳
23	園田遺跡	天草市有明町大島子園田	包蔵地	縄文
24	大島子城跡	天草市有明町大島子古城	城	中世
25	間伏十五社宮古塔群	天草市志柿町十文字	石造物	中世
26	江川城跡	天草市志柿町江川	城	中世
27	志柿城（船江城）跡	天草市志柿町高垣・船江	城	中世
28	大山神社	天草市志柿町沖田 2857	神社	江戸
29	志柿八幡宮	天草市志柿町柳迫 3576	神社	江戸
30	高雲寺	天草市志柿町 3572	寺院	江戸
31	草積峠	天草市有明町下津浦（通称 草積）	軍事	不明
32	河内城	天草市栖本町河内城の平・前田	城	中世
33	下河内の六地藏	天草市栖本町河内下河内・中村	石造物	中世
34	荒河内牧場遺跡	天草市栖本町古江（通称 木場野）	包蔵地	縄文～古代
35	栖本氏の五輪塔群	天草市栖本町湯船原村	石造物	中世
36	仏日山円性寺及栖本郡代所跡	天草市栖本町湯船原	包蔵地	近世
37	栖本湯舟原城跡	天草市栖本町湯船原本丸	城	中世
38	栖本城跡	天草市栖本町湯船原下松尾・村	城	中世
39	専称庵の板碑	天草市栖本町馬場村	石造物	中世
40	馬場の多重塔	天草市栖本町馬場村	石造物	中世
41	湯貫新田石切場跡	天草市下浦町上湯貫新田	生産	近世
42	湯貫新田古墳	天草市下浦町鬼塚	古墳	古墳
43	先尾串石棺群	天草市下浦町先尾串	古墳	古墳

注：表中の番号は、図 3.2-14 中の番号に対応する。

〔「遺跡地図を閲覧する」（熊本県 HP、閲覧：令和 3 年 7 月）より作成〕



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  市指定史跡
-  市指定天然記念物
-  周知の埋蔵文化財包蔵地

1:50,000



注：図中の番号は、表 3.2-48 中の番号に対応する。

〔「文化財」(天草市 HP、閲覧：令和 3 年 7 月)
 「遺跡地図を閲覧する」(熊本県 HP、閲覧：令和 3 年 7 月)より作成〕

図 3.2-14 史跡・天然記念物及び周知の埋蔵文化財包蔵地

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲において、天草市は景観行政団体に指定されている。また、天草市及び熊本県は景観計画を定めているため、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）に基づき、景観計画区域が指定されている。天草市全域が景観計画区域に指定されている。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在する。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地は図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に砂防指定地がある。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域周囲に急傾斜地崩壊危険区域がある。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域周囲に地すべり防止区域がある。

⑤ 海岸法に基づく海岸保全区域

対象事業実施区域及びその周囲における「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：平成 30 年 12 月 14 日）に基づく海岸保全区域は図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域周囲に海岸保全区域がある。

⑥ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 3 年 5 月 10 日）に基づく土砂災害警戒区域等は図 3.2-16 のとおりであり、対象事業実施区域周囲に土砂災害警戒区域等がある。

⑦ 山地災害危険地区調査要綱に基づく山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における、「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 28 年）に基づく山地災害危険地区は図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域周囲に山腹崩壊危険地区が、対象事業実施区域に崩壊土砂流出危険箇所が分布している。

⑧ 国土交通省の調査・点検要領に基づく土砂災害危険箇所

国土交通省の調査・点検要領に基づく土砂災害危険箇所は、都道府県が土砂災害の危険性のある箇所を机上調査で抽出したもので、国土交通省が平成 14 年に発表している。対象事業実施区域及びその周囲における土砂災害危険箇所は図 3.2-18 のとおりであり、土石流危険溪流、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所が分布している。

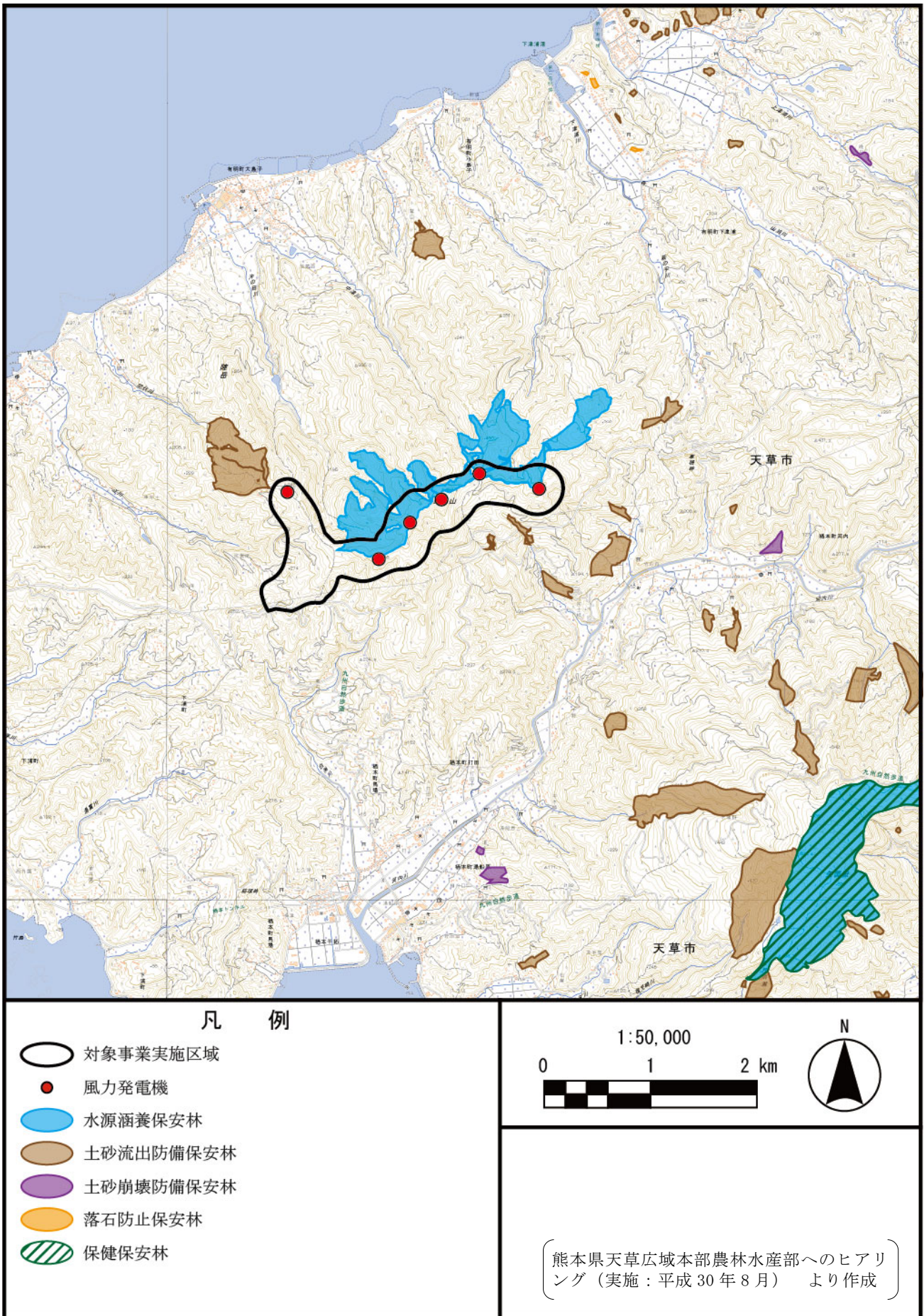
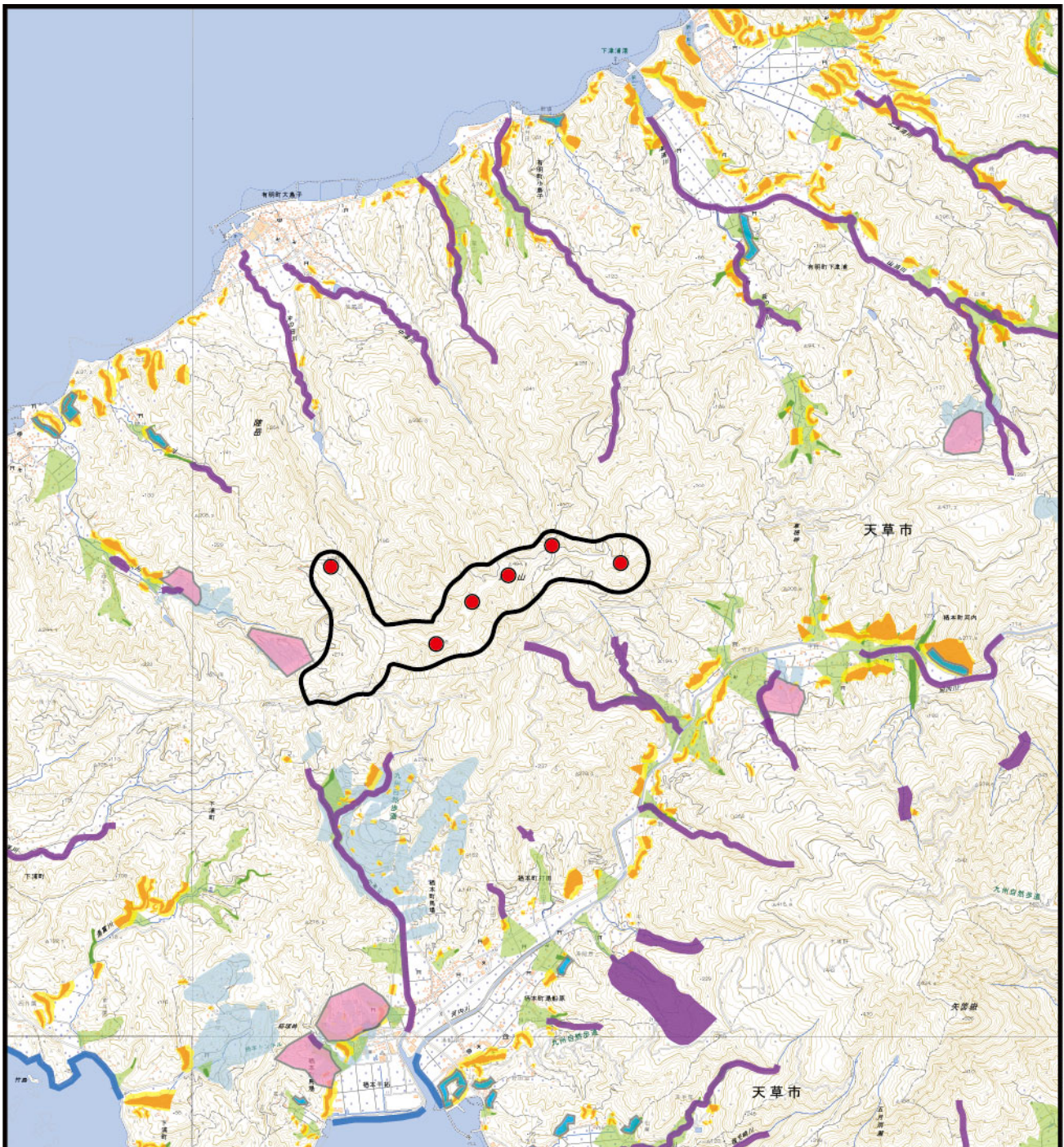


図 3.2-15 保安林の指定状況



凡 例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機
- 砂防指定地
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域
- 海岸保全区域
- 土砂災害警戒区域
 - 急傾斜地の崩壊 (特別)
 - 急傾斜地の崩壊
 - 土石流 (特別)
 - 土石流
 - 地すべり

1:50,000



熊本県天草広域本部土木部へのヒアリング
 (実施：令和3年7月)
 「国土数値情報(土砂災害警戒区域データ、
 地すべり防止区域データ、急傾斜地崩壊危険
 区域データ)」(国土交通省不動産・建設経済
 局HP、閲覧：令和3年7月) より作成

図 3.2-16 砂防指定地等の指定状況

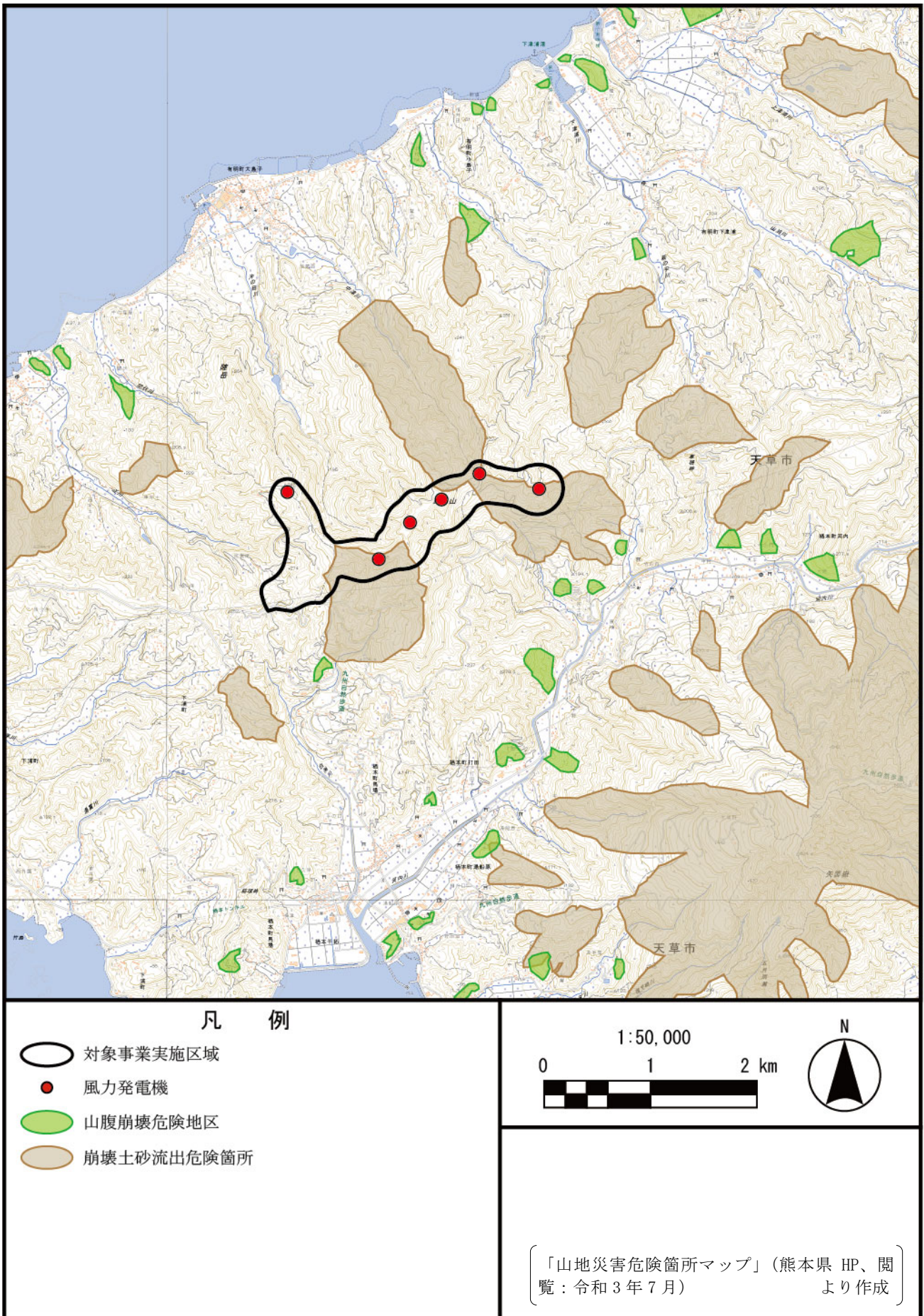


図 3.2-17 山地災害危険地区の指定状況

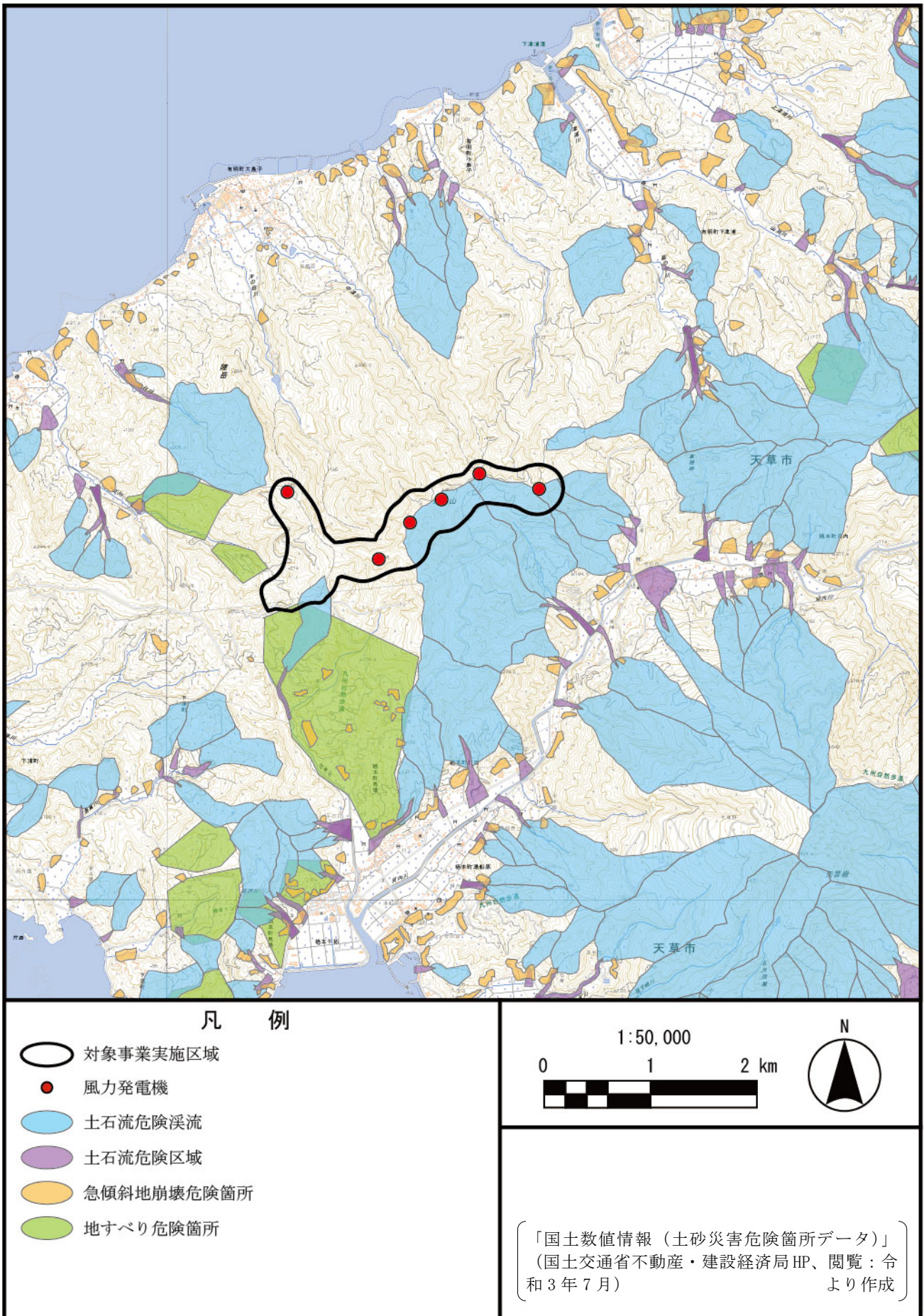


図 3.2-18 土砂災害危険箇所の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-49 のとおりである。

表 3.2-49 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			天草市	対象事業実施区域周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	×	×
		農業地域	○	○	○
		森林地域	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	○
		水域類型指定	○	○	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	○
	振動規制法	規制地域	○	○	○
	悪臭防止法	規制地域	○	○	○
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	○	○	×
		国定公園	×	×	×
		県立自然公園	×	×	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	×
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	×
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○
	都市計画法	風致地区	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×
	海岸法	海岸保全区域	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害（特別）警戒区域	○	○	×
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○
国土交通省の調査・点検要領	土砂災害危険箇所	○	○	○	

○：指定あり、×：指定なし